

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
第1章 計画の考え方				
1 計画策定の背景と趣旨	2	<p>(前半省略)</p> <p>このような状況を踏まえ、これまでの取り組みの成果を活かしながら、地域福祉を推進していくための計画として「大阪市地域福祉基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりをめざしていきます。</p>	<p>(前半省略)</p> <p>このような状況を踏まえ、これまでの取り組みの成果を活かしながら、地域福祉を推進していくため、平成30年3月に「大阪市地域福祉基本計画」（計画期間：平成30年～令和2年度）を策定し、地域福祉を推進してきました。</p> <p>近年、全国各地で毎年のように大規模な自然災害が発生しており、大阪市においても台風・地震で大きな被害が生じていることから、人々の防災への関心は高まっています。令和2年には新型コロナウィルス感染症の流行が社会に非常に大きな影響を与え、それまでの生活スタイルや人々の考え方も変化しました。</p> <p>今回策定する「第2期 大阪市地域福祉基本計画」（以下、「本計画」という。）においては、このような非常事態やその他の人生の様々な困難に直面した時にも、人と人とがつながりあり、支えあい、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。</p>	2
【参考】社会福祉法（昭和26年法律第45号）	4	<p>(地域福祉の推進)</p> <p><u>第4条（新設、以下項番繰り下げ）</u></p> <p>第6条（第1項省略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(包括的な支援体制の整備)</p> <p>第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。</p>	<p>(地域福祉の推進)</p> <p>第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。</p> <p>第6条（第1項省略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第一百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(包括的な支援体制の整備)</p> <p>第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。</p>	4

頁	現行計画：H30～R2	次期計画案：R3～R5	頁
	本文	本文	
【参考】社会福祉法（昭和26年法律第45号） 4	<p>(第106 条の 3)</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。</p> <p>(重層的支援体制整備事業) (新設)</p>	<p>(第106 条の 3)</p> <p>2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。</p> <p>(重層的支援体制整備事業)</p> <p>第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。</p> <p>2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。</p> <p>一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業 イ～ニ （省略）</p> <p>二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業 イ～ニ （省略）</p> <p>四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業</p> <p>(第 3 項～第 5 項 省略)</p>	5

	現行計画：H30～R2			次期計画案：R3～R5	
	頁	本文		本文	頁
【参考】社会福祉法（昭和26年法律第45号）	4	<p>(市町村地域福祉計画) 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。</p> <p>(第1号～第4号 省略)</p> <p>(第五号 新設)</p>		<p>(市町村地域福祉計画) 第107条（第1項 省略）</p> <p>(第1号～第4号 省略)</p> <p><u>五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項</u></p>	6
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	9			(計画改訂に伴い更新予定)	11
障がい者支援計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（抜粋）	10			(計画改訂に伴い更新予定)	12
こども・子育て支援計画（第2期）（抜粋）	11			(計画改訂に伴う更新)	13
3 計画期間	15	<p>本計画の計画期間は、高齢者・障がい者等の分野別計画との整合性を図るために、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3か年とします。</p> <p>(図表) ・分野別計画の計画期間一覧表 ・【参考】その他の生活関連分野の計画・指針等（主なもの）</p>		<p>本計画の計画期間は、高齢者・障がい者等の分野別計画との整合性を図るために、<u>令和3年</u>度から<u>令和5年</u>度までの3か年とします。</p> <p>(図表：時点更新)</p>	17
第2章 地域福祉を取り巻く現状					
①人口の推移	19	<p>(前半省略)</p> <p>今後の推計を見ると、大阪市の人口は2015（平成27）年以降、本格的な人口減少局面に向かうと予測されます。</p> <p>(図表) ・人口の推移と推計</p>		<p>(前半省略)</p> <p>今後の推計を見ると、大阪市の人口は<u>令和2年</u>以降、本格的な人口減少局面に向かうと予測されます。</p> <p>(図表：時点更新)</p>	21

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
②高齢者及び年少人口の推移	20	<p>大阪市の高齢者人口は、1950（昭和25）年以降増加しており、2015（平成27）年は66万9千人となっています。また、2020（平成32）年以降も増加傾向にあり、2040（平成52）年には78万人、高齢化率は33.6%になると見込まれています。</p> <p>また、年少人口（0～14歳）は、1960（昭和35）年をピークに減少しており、2015（平成27）年は29万5千人となっています。また、2020（平成32）年以降も減少し、2040（平成52）年には20万人、人口に占める年少人口の割合は8.8%になると見込まれています。</p> <p>（図表） •高齢者人口・年少人口の推移と推計グラフ •高齢化率・年少人口割合の推移と推計グラフ</p>	<p>大阪市の高齢者人口は、昭和25年以降増加しており、平成27年は66万9千人となっています。また、<u>令和2年</u>以降も増加傾向にあり、<u>令和27年</u>には<u>81万人</u>、高齢化率は<u>32.4%</u>になると見込まれています。</p> <p>また、年少人口（0～14歳）は、昭和35年をピークに減少しており、平成27年は29万5千人となっています。また、<u>令和2年</u>以降も減少し、<u>令和27年</u>には<u>24万人</u>、人口に占める年少人口の割合は<u>9.7%</u>になると見込まれています。</p> <p>（図表：時点更新）</p>	22
③区別の高齢化率	21	<p>2040（平成52）年に33.6%になると見込まれている大阪市の高齢化率を区別で見ると、中心部の4区（西区、北区、中央区、浪速区）で30%未満にとどまるのに対し、南部を中心とした8区（平野区、此花区、住吉区、東住吉区、生野区、旭区、住之江区、大正区）で35%を超えると見込まれており、さらに西成区では42.5%に達すると見込まれています。</p> <p>（図表） •区別の高齢化率（2040（平成52）年）</p>	<p><u>令和27年</u>に<u>32.4%</u>になると見込まれている大阪市の高齢化率を区別で見ると、中心部及び隣接する7区（北区、福島区、中央区、西区、天王寺区、浪速区、淀川区）で30%未満にとどまるのに対し、<u>4区（大正区、生野区、住之江区、平野区）</u>で<u>40%</u>を上回ると見込まれています。</p> <p>（図表：時点更新）</p>	23
④外国人住民数の推移	25	<p>大阪市の外国人住民数は、2016（平成28）年度末で12万6千人となっており、2011（平成23）年度末と比較すると7千人増加しています。また、外国人住民構成比について区別でみると、生野区が21.7%と24区中最も高くなっています。</p> <p>外国人住民国籍別人員の2012（平成24）年度末から2016（平成28）年度末にかけての推移を見ると、韓国及び朝鮮が減少している一方で、中国、フィリピン、台湾、米国、ベトナムは増加しており、特に急増しているベトナムは、2016（平成28）年度末現在、韓国及び朝鮮、中国に次いで3番目に多くなっています。</p> <p>（図表） •外国人住民数の推移 グラフ •区別外国人住民構成比 一覧 •外国人住民国籍別人員の推移 グラフ</p>	<p>大阪市の外国人住民数は、<u>令和元年</u>12月末で<u>14万6千人</u>となっており、<u>平成26年</u>12月末と比較すると<u>2万9千人</u>増加しています。また、外国人住民構成比について区別でみると、生野区が<u>22.1%</u>と24区中最も高くなっています。</p> <p>外国人住民国籍別人員の<u>平成27年</u>12月末から<u>令和元年</u>12月末にかけての推移を見ると、韓国及び朝鮮が減少している一方で、<u>特に中国及びベトナムが急増</u>しています。</p> <p>（図表：時点更新）</p>	27

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
③障がい者手帳所持者数の推移	26	<p>大阪市の障がい者手帳所持者数は身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のいずれも年々増加しており、2016（平成28）年度末には身体障がい者手帳所持者が13万7,414人、療育手帳所持者が2万4,958人、精神障がい者保健福祉手帳所持者が3万1,637人となっています。特に精神障がい者保健福祉手帳所持者数については、2011（平成23）年度末に比べ5年間で約1.5倍となっており、身体障がい者手帳・療育手帳所持者と比べ大幅に増加しています。</p> <p>（図表） •障がい者手帳所持者数の推移 グラフ •2011（平成23）年度末所持者数を100.0%とした場合の推移 グラフ</p>	<p>大阪市の障がい者手帳所持者数は身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のいずれも年々増加しており、<u>令和元年度末</u>には身体障がい者手帳所持者が<u>13万8,267人</u>、療育手帳所持者が<u>2万8,626人</u>、精神障がい者保健福祉手帳所持者が<u>3万8,889人</u>となっています。特に精神障がい者保健福祉手帳所持者数については、<u>平成26年度末</u>に比べ5年間で約<u>1.4倍</u>となっており、身体障がい者手帳・療育手帳所持者と比べ大幅に増加しています。</p> <p>（図表：時点更新）</p>	28
④生活保護の状況	26	<p>生活保護受給世帯・人員の推移（各年3月中）を見ると、生活保護受給世帯は2012（平成24）年度以降、減少しており、2016（平成28）年度には11万5,834世帯となっています。生活保護受給人員は2011（平成23）年度以降減少しており、2016（平成28）年度では14万3,872人となっています。</p> <p>また、生活保護率の推移を見ると、大阪市の生活保護率は全国に比べて高く、2010（平成22）年度には50.0%を超え、2014（平成26）年度には55.5%となっています。</p> <p>（図表） •生活保護受給世帯・人員の推移 グラフ •生活保護率の推移 グラフ</p>	<p>生活保護受給世帯・人員の推移（各年3月中）を見ると、生活保護受給世帯は平成25年度以降、減少しており、<u>令和元年度</u>には<u>11万2,636世帯</u>となっています。生活保護受給人員は<u>平成24年度</u>以降減少しており、<u>令和元年度</u>では<u>13万5,787人</u>となっています。</p> <p>また、生活保護率の推移を見ると、大阪市の生活保護率は全国に比べて高いものの、<u>平成25年度</u>以降、減少しており、<u>令和元年度</u>には<u>4.98%</u>となっています。</p> <p>（図表：時点更新）</p>	28
⑤生活困窮者自立相談支援事業の実施状況	27	<p>生活困窮者自立相談支援事業の2016（平成28）年度の実施状況を見ると、相談者は、54.8%が男性で、相談者の年齢は10代～64歳までの稼働年齢層が69.0%を占めています。また、相談経路は本人の来所による相談が最も多く、以下、関係機関・関係者紹介、本人（電話・メール）、家族・知人の来所と続いている。</p> <p>相談によって確認された課題は、経済的困窮が最も多くなっており、以下、就職活動困難、病気、住まい不安定と続いている。</p> <p>（図表） •相談者の性別・年齢グラフ •相談経路（重複あり）グラフ •相談によって確認された課題（重複あり・上位10項目）グラフ</p>	<p>（作業中）</p> <p>また、<u>令和2年</u>以降、<u>新型コロナウイルス</u>の感染拡大による経済不安の影響を受けて、相談者が増加傾向にあります。特に住居確保給付金の申請件数が急増し、<u>第2のセーフティネット</u>としての役割がますます重要となっています。</p> <p>（図表：時点更新）</p>	29
まとめ	28	（追記）	・なお、外国人住民を支援する際は、外国籍の人だけでなく、日本国籍を取得した人や、親が外国籍である子どもなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人々も視野に入れて施策・事業に取り組む必要があります。	30

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
①市民活動への参加状況	29	<p>①市民活動への参加状況 市政モニターアンケート「市民活動への参加状況等について」によると、市民活動への関心について、「非常に関心がある」や「ある程度関心がある」を合わせた59.7%が関心があるとなっています。 一方、市民活動への参加については、「参加したことがない」が56.5%となっています。</p> <p>また、市民活動に「過去に参加したことある」または「参加したことがない」と回答した人に、市民活動に参加していない（できない）理由について尋ねると、「活動に関する情報が入ってこない」の割合が45.2%で最も高く、次いで「活動に参加する時間がない」（36.5%）、「団体のことをよく知らない、信頼度にかける」（23.5%）、「知人や友人がいないところには参加しにくい」（23.1%）、「活動に参加するための手続きがわかりにくい」（21.9%）、「参加したいと思える活動がない」（20.0%）となっています。</p> <p>(図表) •市民活動への関心・市民活動の参加状況グラフ •市民活動に参加していない（できない）理由（複数回答）グラフ</p>	<p>①地域福祉活動への参加状況 <u>地域福祉実態調査</u>によると、<u>地域福祉活動</u>への関心について、「関心がある」や「ある程度関心がある」を合わせた58.9%が関心があるとなっています。 一方、<u>地域福祉活動</u>への参加については、「参加したことはない」が74.2%となっています。</p> <p>また、<u>地域福祉活動</u>に「参加したことはない」と回答した人に、<u>地域福祉活動</u>に参加しなかった理由について尋ねると、「時間がないから」の割合が42%で最も高く、次いで「参加するきっかけがないから」（33.2%）、「参加の仕方がわからないから」（21.9%）、「活動があることを知らなかつたから」（20.8%）となっています。</p> <p>(図表：修正) •<u>地域福祉活動</u>への関心・<u>地域福祉活動</u>への参加状況 グラフ •<u>地域福祉活動</u>に参加しなかった理由 グラフ</p>	31
②高齢者実態調査から見えてくる状況 ア) 孤独死について	30	<p>高齢者実態調査によると孤立死について、高齢者世帯では「とても身近に感じる」「やや身近に感じる」を合わせた34.7%が身近だと感じています。 そのうち、ひとり暮らし世帯では「とても身近に感じる」「やや身近に感じる」を合わせた55.9%が身近だと感じており、ひとり暮らしの高齢者が、より孤立死を身近に感じています。</p> <p>孤立死を身近に感じる理由は、高齢者世帯では「近所との付き合いが少ないから」が33.5%で最も高く、次いで「親族との付き合いが少ないから」が30.2%となっています。</p> <p>(図表) •孤立死について グラフ •孤立死を身近に感じる理由（複数回答） グラフ</p>	<p>高齢者実態調査によると孤立死について、ひとり暮らし世帯では「身近に感じる」「やや身近に感じる」を合わせた60.8%が身近だと感じています。一方、同居者のいる世帯では「とても身近に感じる」「やや身近に感じる」を合わせた23.8%が身近だと感じており、ひとり暮らしの高齢者が、より孤立死を身近に感じています。 そのうち、ひとり暮らし世帯では「とても身近に感じる」「やや身近に感じる」を合わせた60.8%が身近だと感じており、ひとり暮らしの高齢者が、より孤立死を身近に感じています。</p> <p>孤立死を身近に感じる理由は、ひとり暮らし世帯では「ひとり暮らしだから」が87.0%で最も高く、次いで「近所との付き合いが少ないから」が25.8%となっています。同居者のいる世帯では「近所との付き合いが少ないから」が30.9%で最も高く、次いで「特に理由はない」が28.1%となっています。</p> <p>(図表：時点更新)</p>	32

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
イ) 災害時の心配ごとについて	31	<p>災害時の心配ごとについて、高齢者世帯、ひとり暮らし世帯ともに「避難情報がわからない」の割合が最も高く、それぞれ28.5%、29.5%となっています。</p> <p>(図表) ・災害時の心配ごとについて（複数回答）グラフ</p>	<p>災害時の心配ごとについて、高齢者世帯では「避難情報がわからない」の割合が最も高く、それぞれ<u>25.2%</u>、<u>21.9%</u>となっています。</p> <p>(図表：時点更新)</p>	32
ウ) 福祉人材の確保の状況について	31	<p>産業計と介護職員の離職率については、近年、その差は少なくなっているものの、依然として介護職員の率が高くなっています。</p> <p>この状況を反映して、介護保険施設などを対象とした調査では、福祉人材の確保について、「確保は難しい」が22.5%となっています。</p> <p>また、施設別に見ると、地域密着型特別養護老人ホームでは「確保は難しい」が60.0%と高くなっています。</p> <p>(図表) ・産業計と介護職員の離職率の比較（全国）グラフ ・福祉人材の確保の状況について・福祉人材の確保の状況について（施設別）グラフ</p>	<p>(省略)</p> <p>この状況を反映して、介護保険施設などを対象とした調査では、福祉人材の確保について、「確保できていない」が20.7%、「確保はできているが、負担感が大きい」の割合が36.4%となっています。</p> <p>(図表：時点更新)</p>	33
③障がい者等基礎調査から見える状況 ア) 障がいによって困っていることについて	32	<p>障がいによって困っていることについて、「外出しづらくなる時がある」が31.4%で最も高く、次いで「調理・洗濯・掃除などの家事」、「健康状態がよくない・健康に不安がある」がいずれもが23.5%、「人との関わりが苦手になる」が21.5%となっています。</p> <p>(図表) ・障がいによって困っていること（複数回答）グラフ</p>	<p>障がいによって困っていることについて、「外出しづらくなる時がある」が<u>25.2%</u>で最も高く、次いで「健康状態がよくない・健康に不安がある」が23.1%、「人との関わりが苦手になる」が<u>22.3%</u>、「調理・洗濯・掃除などの家事」<u>21.5%</u>となっています。</p> <p>(図表：時点更新)</p>	34
イ) 災害時に必要なことについて	33	<p>地震や台風などの災害時に必要なことについて、「安全な場所（避難所など）への誘導や介助などの支援」が39.4%で最も高く、次いで「医療的ケアの充実と医薬品などの提供」（30.5%）、「障がいのある人を対象とした避難所の確保」（22.3%）、「避難所の建物・設備などの整備」（21.8%）となっています。</p> <p>(図表) ・地震や台風などの災害時に必要なこと（複数回答）グラフ</p>	<p>地震や台風などの災害時に必要なことについて、「安全な場所（避難所など）への誘導や介助などの支援」が36.8%で最も高く、次いで「医療的ケアの充実と医薬品などの提供」（27.4%）、「避難所の建物・設備などの整備」（25.3%）、「<u>障がいに応じた情報提供</u>」（24.5%）となっています。</p> <p>(図表：時点更新)</p>	35
まとめ	35	<p>・市政モニターアンケートでは約6割の人が市民活動への関心がある一方、現在活動に参加している割合は約3割にとどまっており、その理由としては、「活動に関する情報が入ってこない」が最も高くなっています。地域福祉活動への参加を促進するためには、さまざまな地域福祉活動にかかる情報を発信することが必要です。</p>	<p>・<u>地域福祉実態調査</u>では約6割の人が<u>地域福祉活動</u>への関心がある一方、現在活動に参加している割合は約<u>1割</u>にとどまっており、その理由としては、「時間がないから」に次いで、「参加するきっかけがないから」が高くなっています。地域福祉活動への参加を促進するためには、さまざまな地域福祉活動にかかる情報を発信することが必要です。</p>	37

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
①民生委員・児童委員活動の内容別相談・支援件数	36 -37	<p>2016（平成28）年度の大阪市における民生委員・児童委員の活動状況を見ると、日常的な支援の割合が22.3%と最も高くなっています。次いで、子どもの地域生活の割合が16.2%、子どもの教育・学校生活の割合が8.4%となっています。このほか、在宅福祉、生活環境等、相談内容が多岐にわたっています。全国と比較すると、大阪市では、子どもの地域生活についての相談の割合が高くなっています。</p> <p>(図表) •大阪市における民生委員・児童委員の活動状況の推移 グラフ •大阪市と全国の活動状況の比較（2015（平成27）年度 グラフ (用語説明) •民生委員・児童委員</p>	<p>令和元年度の大阪市における民生委員・児童委員の活動状況を見ると、日常的な支援の割合が<u>23.6%</u>と最も高くなっています。次いで、子どもの地域生活の割合が<u>13.8%</u>、子どもの教育・学校生活の割合が<u>8.7%</u>となっています。このほか、<u>子育て・母子保健</u>、在宅福祉、生活環境等、相談内容が多岐にわたっています。全国と比較すると、大阪市では、子どもの地域生活についての相談の割合が高くなっています。</p> <p>(図表：時点更新) (用語説明：時点更新)</p>	38 -39
②地域活動協議会の状況	37	<p>地域活動協議会とは、概ね小学校区を範囲として、地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、さまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくためのしくみです。</p> <p>地域活動協議会のしくみができる以前に、全区で行われていたふれあい喫茶、高齢者食事サービス事業、子育てサロンについて見ると、多くの地域で地域活動協議会のしくみの中で引き継がれて実施されています。</p> <p>(図表) •地域活動協議会における主な事業実施地域数（2016（平成28）年度）</p>	<p>(前半省略)</p> <p><u>地域活動協議会では、地域の実情を踏まえた地域福祉活動が行われています。</u></p> <p>(図表：修正)</p>	39
③老人クラブ数と会員数の推移	38	<p>老人クラブ数と会員数の推移を見ると、会員の高齢化や会長のなり手不足を背景に、全国的な傾向と同様、大阪市においても団体数、会員数ともに減少傾向にあり、2015（平成27）年度末では、団体数は851団体、クラブ会員数は5万9,260人となっています。</p> <p>(図表) •老人クラブ団体数の推移 グラフ •老人クラブ会員数の推移 グラフ</p>	<p>老人クラブ数と会員数の推移を見ると、会員の高齢化や会長のなり手不足を背景に、全国的な傾向と同様、大阪市においても団体数、会員数ともに減少傾向にあり、<u>令和元年度末</u>では、団体数は<u>739</u>団体、クラブ会員数は<u>4万4,618</u>人となっています。</p> <p>(図表：時点修正)</p>	40
④ボランティア登録者数の推移	39	<p>市社協及び区社協におけるボランティア登録者数の推移を見ると、2016（平成28）年度は4月に熊本地震が発生したことによる災害ボランティア登録者の増加などにより、前年度に比べ約4千人増加し3万9,690人となっています。</p> <p>(図表) •ボランティア登録者数の推移 グラフ</p>	<p>市社協及び区社協におけるボランティア登録者数の推移を見ると、<u>減少傾向</u>にあり、<u>令和元年度</u>は<u>34,170</u>人となっています。</p> <p>(図表：時点更新)</p>	41

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
⑤大阪市における特定非営利活動（NPO）法人の活動内容	39	<p>大阪市における特定非営利活動（NPO）法人の活動内容を見ると、保健、医療又は福祉の増進を図る活動が最も多く、881団体となっています。</p> <p>(図表) ・大阪市における特定非営利活動法人の活動内容（2017（平成29）年3月（上位5項目）（複数選択）グラフ</p>	<p>大阪市における特定非営利活動（NPO）法人の活動内容を見ると、保健、医療又は福祉の増進を図る活動が最も多く、824団体となっています。</p> <p>(図表：時点更新)</p>	41
⑥共同募金実績額の状況	40 -41	<p>都道府県ごとに行われる共同募金について、大阪府の実績額の推移を見ると、年々減少傾向にあり、2016（平成28）年度は、約4億8,400万円となっています。募金の内訳を見ると、戸別募金の減少の影響が大きくなっています。</p> <p>また、大阪市の実績額の推移を見ても、大阪府の傾向と同様、年々減少傾向にあり、2016（平成28）年度は、約1億7,300万円となっています。</p> <p>(図表) ・共同募金（一般募金）実績額の状況（大阪府）グラフ ・共同募金（一般募金）実績額の状況（大阪市）グラフ</p> <p>(用語説明) ・共同募金</p>	<p>都道府県ごとに行われる共同募金について、大阪府の実績額の推移を見ると、年々減少傾向にあり、令和元年度は、約4億4400万円となっています。募金の内訳を見ると、戸別募金の減少の影響が大きくなっています。</p> <p>また、大阪市の実績額の推移を見ても、大阪府の傾向と同様、年々減少傾向にあり、令和元年度は、約1億5900万円となっています。</p> <p>(図表：時点更新)</p> <p>(用語説明：時点更新)</p>	41 -43

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
(4) 地域における社会問題の状況 ①高齢者虐待について	42	<p>大阪市における高齢者虐待（養護者による虐待）について、2013（平成25）年度以降の通報等件数及び虐待と判断した件数の推移を見ると、ともに減少しており、2015（平成27）年度では、通報等件数は814件、虐待と判断した件数は343件となっています。虐待の種別の状況では「身体的虐待」が最も高く59.9%となっており、虐待者は高齢者の子（息子・娘）が全体の半数以上（62.8%）を占めています。虐待通報者の状況では「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が最も高く39.2%となっています。近隣住民・知人の割合は4.0%となっています。</p> <p>（図表） ・高齢者虐待（養護者による虐待）件数の推移 グラフ ・虐待の種別・種類、通報者、被虐待者から見た虐待者の続き柄 一覧表</p> <p>（新規項目）</p>	<p>・養護者（身のまわりの世話や金銭管理等をしている家族等）による高齢者虐待 大阪市における平成28年度以降の通報等件数及び虐待と判断した件数の推移を見ると、ともに増加しており、平成30年度では、通報等件数は1,053件、虐待と判断した件数は383件となっています。虐待の種別の状況では「身体的虐待」が最も高く60.6%となっており、虐待者は高齢者の子（息子・娘）が全体の半数以上（59%）を占めています。相談・通報者としては、「警察」が最も多く45.2%、次いで「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が29.2%となっています。近隣住民・知人の割合は4%となっています。</p> <p>（図表：時点更新）</p> <p>・養介護施設従事者等（老人ホームなどの入所施設や訪問介護等事業所の職員等）による高齢者虐待 大阪市における平成28年度以降の通報等件数及び虐待と判断した件数の推移を見ると、平成30年度では、通報等件数は増加しており、174件、虐待と判断した件数はほぼ横ばいで23件となっています。虐待の種別の状況では「身体的虐待」が最も高く58.3%となっており、相談・通報者としては、「家族・親族」が最も高く25.9%となっています。</p> <p>（図表：追加） ・高齢者虐待（養介護施設従事者等による虐待）件数の推移 グラフ ・虐待の種別・種類、通報者、被虐待者から見た虐待者の続き柄 一覧表</p>	44 -45

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
②障がい者虐待について	43	<p>大阪市における障がい者虐待（養護者による虐待）について、2013（平成25）年度以降の通報等件数及び虐待と判断した件数の推移を見ると、2014（平成26）年度は前年度と比べ、ともに減少しましたが、2015（平成27）年度は増加に転じ、通報等件数は241件、虐待と判断した件数は66件となっています。虐待の種別の状況では「身体的虐待」が最も高く53.0%、虐待通報者の状況では「警察」が最も高く49.0%となっています。また、虐待者は障がい者の母、父で全体の4割以上（43.9%）を占めています。</p> <p>（図表） • 障がい者虐待（養護者による虐待）件数の推移 グラフ • 虐待の種別・種類、相談・通報・届出の状況、被虐待者から見た虐待者の続き柄 一覧表</p> <p>（新規項目）</p>	<p>・養護者（身のまわりの世話や金銭管理等をしている家族等）による障がい者虐待 大阪市における平成28年度以降の通報等件数及び虐待と判断した件数の推移を見ると、平成30年度では、通報等件数は増加しており、463件、虐待と判断した件数はほぼ横ばいで49件となっています。虐待の種別の状況では「身体的虐待」が最も高く59.2%、相談・通報者としては、「警察」が最も高く77.7%となっています。また、虐待者は障がい者の母、父、夫が同数で多く、合わせると全体の約8割を占めています。</p> <p>（図表：時点更新）</p> <p>・障がい者福祉施設従事者等（障がい者入所支援施設などの入所施設や就労継続支援事業所、ホームヘルパー等事業所の職員等）による障がい者虐待 平成28年度以降の通報等件数及び虐待と判断した件数の推移を見ると、ともに増加しており、平成30年度では、通報等件数は85件、虐待と判断した件数は19件となっています。虐待の種別の状況では「身体的虐待」が最も高く47.4%、相談・通報者としては、「当該施設・事業所設置者・管理者」等、当該施設職員が合わせて27.1%と最も多く、次いで「家族・親族」が17.6%となっています。</p> <p>（図表：追加） • 障がい者虐待（障がい者福祉施設従事者等による虐待）件数の推移 グラフ • 虐待の種別・種類、相談・通報・届出の状況、被虐待者から見た虐待者の続き柄 一覧表</p> <p>・使用者（会社の社長、上司等）による障がい者虐待 平成28年度以降の通報等件数の推移を見るとほぼ横ばいとなっています。なお、会社に対して指導の権限を有する労働局でも直接相談通報があれば受理されています。</p> <p>（図表：追加） • 障がい者虐待（使用者による虐待）件数の推移 グラフ</p>	46 -47

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
③児童虐待について	44	<p>大阪市こども相談センター（児童相談所）における児童虐待相談件数等の推移を見ると、近年増加しており、2015（平成27）年度では、4,664件となっています。</p> <p>虐待相談の経路では警察等の割合が最も高く51.5%となっています。また、虐待者は実母・実父で全体の9割（89.9%）を占めています。</p> <p>(図表) •児童虐待相談件数の推移 グラフ •虐待相談の経路、被虐待者から見た主な虐待者の続き柄 一覧表</p>	<p>大阪市こども相談センター（児童相談所）における平成29年度以降の児童虐待相談件数等の推移を見ると、近年増加しており、令和元年度では、6,523件となっています。</p> <p>虐待の種別の状況では「<u>心理的虐待</u>」が最も高(63.7%)、虐待相談の経路では警察等の割合が最も高く<u>74.1%</u>となっています。また、虐待者は実母・実父で全体の9割（89.9%）を占めています。</p> <p>(図表：時点更新)</p>	48
④ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談件数	45	<p>大阪市におけるDVに関する2014（平成26）年度以降の相談件数を見ると増加しており、2016（平成28）年度には、3,248件となっています。</p> <p>(図表) •DVに関する相談件数の推移 グラフ</p>	<p>大阪市におけるDVに関する相談件数を見ると、大阪市配偶者暴力相談支援センターが設置された平成23年度以降増加を続けていたが、平成29年度をピークに微減となっており、平成31年度には、3,157件となっています。</p> <p>(図表：時点更新)</p>	49
①自殺者数・自殺死亡率の推移	45	<p>大阪市における自殺者数・自殺死亡率の推移を見ると年々減少傾向にあり、2015（平成27）年度では自殺者数が573人、人口10万人当たりの自殺者数を表す自殺死亡率は22.0となっています。</p> <p>原因別自殺割合を見ると、健康問題を理由として自殺する人が最も多くなっています。</p> <p>(図表) •自殺者数・自殺死亡率の推移、2015（平成27）年度 グラフ •原因別自殺割合 グラフ</p>	<p>大阪市における自殺者数・自殺死亡率の推移を見ると減少傾向にあり、平成30年では自殺者数が509人、人口10万人当たりの自殺者数を表す自殺死亡率は18.7となっています。</p> <p>原因別自殺割合を見ると、健康問題を理由として自殺する人が最も多くなっています。</p> <p>(図表：時点更新)</p>	49
②消費者被害の状況	46	<p>消費者被害の状況を見ると、還付金等詐欺では認知件数、被害金額ともに前年同期を上回っています。また、架空請求詐欺では認知件数は前年同期を上回っていますが、被害金額は前年同期を下回っています。また、被害者の77%が65歳以上の高齢者となっています。</p> <p>(図表) •平成29年1～5月における特殊詐欺被害の主な状況 一覧表</p>	<p>大阪市内の特殊詐欺被害の状況を見ると、預貯金詐欺、架空請求詐欺とともに、認知件数と被害金額において前年同期を上回っています。また、被害者の81%が65歳以上の高齢者となっています。</p> <p>(図表：時点更新)</p>	50
（5）相談支援機関に対するアンケート調査の結果から見えてくる状況	47	大阪市では、相談支援体制の現状を把握するため、2015（平成27）年12月から2016（平成28）年1月にかけて相談支援機関（293事業所）に対してアンケート調査を実施しました。	(削除)	

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
①他の相談支援機関との連携のための役割分担について	47	<p>個別ケース会議開催時等に、「他の相談支援機関等の役割・機能がわかりにくく、どこに連絡すればよいか分からない」「あてはまる」を選択した機関が40.7%あります。</p> <p>また、連携して支援を行う際には、「支援を行うにあたっての各相談支援機関等の明確な役割分担が必要」を選択した機関が94.2%、「各相談支援機関間の連絡調整等を行う機能が必要」を選択した機関が91.5%あります。</p> <p>(他の相談支援機関との連携のための役割分担 グラフ省略)</p>	(削除)	
②個人情報の共有のしきみについて	48	<p>相談者を紹介する際の課題として、「相談者の個人情報の取扱いが難しい」について「あてはまる」を選択した機関が77.5%、相談者を紹介される際の課題として、「相談者に対する個人情報を共有することが難しい」について「あてはまる」を選択した機関が60.7%となっています。</p> <p>また、連携して支援を行う際にも、「各相談支援機関等が実施している支援に関する情報の把握が必要」、「本人、世帯全体に対する支援方針等の共有が必要」について、「あてはまる」を選択した機関がそれぞれ96.2%あります。</p> <p>(個人情報の共有のしきみについて グラフ省略) まとめ（本文省略）</p>	(削除)	
ア) 地域包括ケアシステムの構築	49	<p>団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者となる2025（平成37）年を目指し、重度な要介護状態となつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。</p> <p>また、2015（平成27）年4月の介護保険法の改正においては、単身世帯等が増加し、軽度の生活支援を必要とする高齢者が増える中、多様な主体が提供するさまざまな生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりが必要であることが示されました。その実現に向けて、地域資源のネットワーク化や開発などを担う、生活支援コーディネーターの配置や、生活支援の担い手として、元気な高齢者の社会参加を促すことなどが示されています。</p> <p>(図表) ・地域包括ケアシステム</p>	(第8期高齢者保健福祉計画改訂に伴い更新予定)	51

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
イ) 生活困窮者自立支援制度の開始	50 -51	<p>イ) 生活困窮者自立支援制度の開始</p> <p>少子高齢化の進展や世帯構造の変化、家族や地域、職場におけるつながりの希薄化が進むなか、失業や発病といった突発的な困難が生じた際に家族等による支えが得られない人がいます。また、1990年代のバブル経済崩壊以降の長期的な景気低迷等の影響により、経済的に困窮する人も増加しました。こうした要因があいまって、深刻な生活困窮状態に陥ってしまうケースが見受けられるようになりました。</p> <p>このような状況を踏まえ、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、2013（平成25）年12月に生活困窮者自立支援法が成立しました。</p> <p>同法に基づく生活困窮者自立支援制度では、経済的課題だけでなく、本人の状況に応じてできる限り幅広い支援を行うこと、さらに、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じて、住民が相互に支え合う地域づくりをめざしています。</p>	<p>イ) 生活困窮者自立支援制度</p> <p>平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援制度は、最後のセーフティネットである生活保護に至る前の段階から、第2のセーフティネットとして早期に支援を図ることを目的としています。</p> <p>平成30年10月には、改正法が施行され、地域共生社会の実現に向けて、生活困窮者自立支援制度の2つの基本理念である、「生活困窮者の尊厳の保持」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」が法に規定されました。</p> <p>また、生活困窮者の定義として、経済的困窮の背景要因となる、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性などの様々な事情なども含めることが明確化され、包括的に支援を行っていくこととされています。</p> <p>これに加えて、社会的孤立や自尊感情の低下等により、自らSOSを出すことが難しい生活困窮者が、早期に支援につながるよう、自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務化されるとともに、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うため、関係機関等から構成される会議（支援会議）を設置することができることとなりました。</p> <p>生活困窮者自立支援制度では、経済的課題だけでなく、本人の状況に応じてできる限り幅広い支援を行うこと、さらに、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じて、住民が相互に支え合う地域づくりをめざしています。</p>	52 -53
（2）成年後見制度の利用の促進	59	<p>(図表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進に関する法律イメージ 	<p>(図表：差替)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント 	61
3 各区の取り組み状況 ①単身高齢生活保護受給者の社会的つながりづくり事業「ひと花プロジェクト」	61	<p>西成区は、単身の高齢男性が多く、生活保護率が市内で最も高い状況にあることから、社会的つながりが希薄となりがちな、単身高齢生活保護受給者等に対して、社会的なつながりや日常的な居場所を提供するなど、社会参加への支援に取り組んでいます。（2013（平成25）年7月開始）</p> <p>(主な活動)</p>	<p>西成区は、単身の高齢男性が多く、また、生活保護率が市内で最も高い状況にあることから、社会的つながりが希薄となりがちな、単身高齢生活保護受給者等に対して、社会的なつながりや日常的な居場所を提供するなど、社会参加への支援に取り組んでいます。（平成25年7月開始）</p> <p>(主な活動：文言修正)</p>	63

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
①地域見守り支援事業・地域見守り支援システム	63	この中で、住吉区では、単身向けマンションや集合住宅を中心にいわゆる孤立死が多くみられ、今後増加していくことが懸念されています。	この中で、住吉区では、 <u>制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案に対しての対応が必要とされており、また、単身向けマンションや集合住宅を中心</u> にいわゆる孤立死が多くみられ、今後増加していくことが懸念されています。	65
②見守りにかかる連携協定による孤立防止の取り組みの強化	63	<p>近年、亡くなられたことに近隣の人々が気づかず、相当日数を経過してから発見されるという、いわゆる「孤立死」が頻発しており、大阪市においても2013（平成25）年5月及び11月に連續して発生し、地域における見守りの重要性が改めて注目されました。</p> <p>そこで、大阪市では、2014（平成26）年1月から3月にかけて、孤立死防止に向けた取り組みとして、ガスや新聞販売所などのライフライン事業者等が日常業務の中で異変を察知した場合は、区役所等に定めた窓口へ連絡してもらうよう連携協定を締結しました。</p> <p>これに加えて、区においては、孤立死防止の取り組みをより一層強化するために、通常業務等で高齢者宅などを訪問する機会の多い食材宅配事業者等と、独自の連携協定を締結し、見守りの機会を広げています。</p>	<p><u>単身世帯の増加や、地域におけるつながりの希薄化などを背景として、近年では、自宅で亡くなられ、相当の日数を経過してから発見される、いわゆる「孤立死」が社会問題となっています。</u></p> <p><u>大阪市においても平成25年5月及び11月に連續して発生し、地域における見守りの重要性が改めて注目されました。</u></p> <p><u>そのようなことを受け、大阪市では、平成26年、孤立死防止に向けた見守りのひとつとして、ガスや新聞販売所などのライフライン事業者等と連携協定を締結し、日常業務の中で訪問先の異変を察知した際に、区役所等の窓口へ連絡していただき、状況確認を行うことができる取り組みを開始しました。</u></p> <p><u>さらに、区においては、高齢者宅などを訪問する機会の多い食材宅配事業者等とも独自の連携協定を締結するなど、見守りの機会の拡充に取り組んでいます。</u></p>	65
(2) 課題と今後の方向性	64	しかしながら、一方では、区地域福祉計画等を策定するために実施された区民アンケート調査などによると、「地域福祉活動の担い手が少ない、高齢化している」といった回答が見受けられ、人材の発掘・育成が求められていることから、区での取り組みとあわせて、市圏域での福祉教育の充実や啓発活動など、中長期的な取り組みが必要です。	しかしながら、一方では、 <u>地域福祉実態調査など</u> によると、「地域福祉活動の担い手が少ない、高齢化している」といった回答が見受けられ、人材の発掘・育成が求められていることから、区での取り組みとあわせて、市圏域での福祉教育の充実や啓発活動など、中長期的な取り組みが必要です。	66
(参考) 区地域福祉計画等を策定するために実施された区民アンケート調査結果	65		(削除)	

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
4 第1期計画「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況	(新規項目) —		<p>(1) 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備 ① 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化 (本文省略)</p> <p>② 複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築 (本文省略)</p> <p>(2) 福祉人材の育成・確保 ① 地域福祉活動の担い手の確保 (本文省略)</p> <p>② 福祉専門職の育成・確保 (本文省略)</p> <p>③ 行政職員の専門性の向上 (本文省略)</p> <p>(3) 権利擁護の取り組みの充実 ① 虐待防止に向けた地域連携の推進 (本文省略)</p> <p>② 成年後見制度の利用促進 (本文省略)</p>	67 -71

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
第3章 計画の基本理念と基本目標				
1 基本理念		<p>少子高齢化の進展、社会経済情勢の変化とともに、人々の暮らし方や働き方、価値観が多様化し、地域社会においては人と人とのつながりが弱まっています。一方で、単身世帯の増加や大規模災害の発生などにより、日々の暮らしや将来に不安を感じる人も多くなっています。</p> <p>こうした中、国においては、「子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。」ことを示しています。</p> <p>大阪市においては、2005（平成17）年に策定した「大阪市基本構想」に、めざすべき都市像の一つとして、「暮らしたい、訪れたい、魅力あふれる大阪」を掲げ、「大阪に暮らすだれもが互いに尊重しあい、地域に愛着を持って、ともに暮らし、ともに支えあうコミュニティを形成し、次世代をすこやかにはぐくみ、生涯を通じて心豊かにすごすことのできる地域社会づくり」を進めることとしています。</p> <p>本計画では、「地域共生社会」や、「大阪市基本構想」の都市像をめざし、暮らし、働き、学び、訪れる地域で、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人が、共に地域福祉の推進に取り組んでいくために、だれもがわかりやすく、共有できる基本理念として、次のとおり定めます。</p>	<p>少子高齢化の進展、社会経済情勢の変化とともに、人々の暮らし方や働き方、価値観が多様化し、地域社会においては人と人とのつながりが弱まっています。一方で、単身世帯の増加や大規模災害の発生などにより、日々の暮らしや将来に不安を感じる人も多くなっています。<u>第1期地域福祉基本計画策定後も、社会や国民生活の変化の速度は緩むことなく、むしろ速度を増してきて</u>います。</p> <p>こうした中、国においては、「制度・分野の枠や、『支える側』『支えられる側』という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創る」という「地域共生社会」の理念が示されています。</p> <p>また、大阪市においては、平成17年に策定した「大阪市基本構想」に、めざすべき都市像の一つとして、「暮らしたい、訪れたい、魅力あふれる大阪」を掲げ、「大阪に暮らすだれもが互いに尊重しあい、地域に愛着を持って、ともに暮らし、ともに支えあうコミュニティを形成し、次世代をすこやかにはぐくみ、生涯を通じて心豊かにすごすことのできる地域社会づくり」を進めることとしています。</p> <p>本計画では、「地域共生社会」や、「大阪市基本構想」の都市像をめざし、暮らし、働き、学び、訪れる地域で、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人が、共に地域福祉の推進に取り組んでいくために、だれもがわかりやすく、共有できる基本理念として、<u>第1期計画を引き継ぎ</u>、次のとおり定めます。</p>	72
(1) 人権尊重の考え方	68	<p>(関連法 条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【参考】障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号） (抄) <ul style="list-style-type: none"> ・ (新規項目) ・ (新規項目) 	<p>(関連法 条文：追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【参考】本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）（平成28年法律第68号）（抄） ・【参考】部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）（抄） 	73 -74
3 計画の基本目標	72	<p>この 2 つの基本目標に沿って、地域福祉を推進するための取り組みを進めます。</p> <p>(以下本文省略)</p>	<p>この 2 つの基本目標に沿って、<u>地域福祉を推進するための取り組みを進めていくことで、地域におけるセーフティネットを充実させ、だれもが安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。</u></p> <p>(以下本文省略)</p>	78

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
基本目標1 みんなで支え合う地域づくり	72	<p>地域には、高齢者、障がい者、子ども、外国籍住民といった世代や背景が異なる人々が暮らしていますが、「毎朝、あいさつしていたご近所の高齢者を、最近見かけなくなったので気がかりである」とか、「隣の家で、子どもを怒鳴る親の声が何日も繰り返されており、虐待が心配される」などは、身近な地域に暮らすもの同士が、お互いがつながり、存在を認め合えるからこそ気つく日々の変化です。</p> <p>さらに、災害などいざという時には、「どの家にどんな人が住んでいて、どこで救助を待っているか」などの重要な情報を、安否確認や救助活動等に役立てることができます。</p>	<p>(省略)</p> <p>また、地域に暮らす住民一人ひとりの生活は多様かつ複雑になっており、それらすべてを制度や専門的支援で解決することは困難となっています。そこで、住民が地域で自律的に暮らすために、地域における人と人とのつながりが一層重要になっています。</p> <p>加えて、だれもが地域でいきいきと暮らしていくためには、自らが地域の一員であると感じられるような役割や居場所があることや、それらにつながることができる環境づくりが必要です。</p>	78
4 計画の体系	73	<p>基本目標2 施策の方向性</p> <p>2－1 地域における見守り活動の充実 2－2 相談支援体制の充実 2－3 権利擁護支援体制の強化</p>	<p>基本目標2 施策の方向性</p> <p>2－1 <u>相談支援体制の充実</u> 2－2 <u>地域における見守り活動の充実</u> 2－3 <u>権利擁護支援体制の強化</u></p>	80
5 計画の指標		(新規項目)	<p>計画の進捗状況を把握するため、次の指標を設定し、その数値の変化を確認しながら計画に基づく取り組みの効果を検証し、必要に応じて計画の見直しや改善を図ります。</p> <p>(図表：新規作成) ・評価項目・評価指標</p>	81 -83

頁	現行計画：H30～R2	次期計画案：R3～R5	頁
	本文	本文	
(第3章 計画の基本理念と基本目標)	基本目標1 みんなで支え合う地域づくり		
(2) 地域福祉活動への参加の促進	<p>市民活動への参加意識や参加状況に関する市政モニターアンケートによると、地域活動やボランティア活動等の市民活動に関心がある人の割合は約6割もあるにもかかわらず、現在、市民活動に参加している人の割合は約3割にとどまっており、その主な理由として「活動に関する情報が入ってこない」、「活動に参加する時間がない」ことがあげられています。</p> <p>(P29 2017(平成29)年2月「市民活動への参加状況等について」の市政モニターアンケート結果)</p> <p>(中略)</p> <p>これらの情報発信に際しては、若い世代を新たな活動の担い手に結びつけるため、ICTを活用することも有効であると考えられます。</p> <p>加えて、これまで支援を受ける側と考えられがちであった高齢者や子育て世代などが、支援する側として、可能な範囲で地域福祉活動に参加していくことも重要です。</p> <p>元気な高齢者が支援する側として活動することは、高齢者自身の生きがいづくりや居場所づくり、介護予防にもつながります。</p> <p>また、自分の子どもと一緒に参加する機会の多い子育て世代が地域福祉活動を行うことにより、次世代の担い手がはぐまれることが期待できます。</p> <p>そのため、高齢者や子育て世代が、これまでの知識や経験を活かして、地域福祉活動に参加できるようなきっかけづくりや、子どもと共に活動に参加できる環境を整えることが必要です。</p>	<p>地域福祉活動への参加意識や参加状況に関する<u>地域福祉実態調査</u>によると、<u>地域福祉活動等</u>に関心がある人の割合は約6割もあるにもかかわらず、現在、<u>地域福祉活動に参加している人</u>の割合は約<u>1割</u>にとどまっており、その主な理由として、「<u>時間がない</u>」、「<u>参加するきっかけがない</u>」ことがあげられています。</p> <p>(P 「大阪市における地域福祉にかかる実態調査報告書（世論調査）令和元年度」)</p> <p>(中略)</p> <p>これら情報発信に際しては、若い世代を新たに<u>地域福祉活動</u>に結びつけるため、ICTを活用することも有効であると考えられます。</p> <p>加えて、これまで支援を受ける側と考えられがちであった高齢者や外国籍住民、障がい者、子育て世代などが、支援する側として、可能な範囲で<u>地域福祉活動</u>に参加していくことも重要です。</p> <p>元気な高齢者が支援する側として活動することは、高齢者自身の生きがいづくりや居場所づくり、介護予防にもつながります。</p> <p>外国籍住民の<u>地域福祉活動</u>への参加は、外国籍住民が言語や文化の違い等から孤立してしまうことを防ぐためにも、多様性の学びの機会としても有効であると考えられます。</p> <p>また、自分の子どもと一緒に参加する機会の多い子育て世代が<u>地域福祉活動</u>を行うことにより、次世代の担い手がはぐまれることが期待できます。</p> <p>そのため、高齢者や外国籍住民、障がい者、子育て世代が、これまでの知識や経験を活かして、<u>地域福祉活動</u>に参加できるようなきっかけづくりや、子どもと共に活動に参加できる環境を整えることが必要です。</p> <p>そして、誰もが<u>地域</u>の一員として、自分に合った役割を果たし活躍することができる<u>地域づくり</u>を一層進めていく必要があります。</p>	84 -85

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
(4) 専門職による地域福祉活動への支援について	76	<p>住民主体の地域福祉活動を推進していくためには、福祉専門職による支援が必要となります。大阪市では、区社協と連携して、小地域ごとの地域福祉活動を支援しており、区社協の地域支援担当職員（コミュニティワーカー）は、地域で活動する人や団体に対する助言や、地域向けの会議や研修会、課題を解決するための新たな活動の立ち上げ支援など、専門職ならではの支援を実施しています。</p> <p>また、今後、ますます増加する地域の高齢者ニーズに対応するため、介護保険制度において配置が行われている生活支援コーディネーターは、区社協や地域包括支援センターなどと連携しながら、より一層の地域資源の充実を図っていく必要があります。</p>	<p><u>地域に暮らす住民や世帯の課題は個別化・複雑化しており、専門職によるこのような地域福祉活動への関りは一層重要性を増しています。</u></p>	86
【取り組みの方向性】	76	・あらゆる世代の住民に、地域での支え合い、助け合いの意識づくりと、地域福祉活動に参加するきっかけをつくり、新たな活動の担い手づくりに取り組みます。	・ <u>世代や属性に関わらず、住民に、地域での支え合い、助け合いの意識づくりと、地域福祉活動に参加するきっかけをつくり、地域福祉活動に参加する住民を増やしていくことに取り組みます。</u>	86
主な取り組み ・寄付文化の醸成のための取り組み	77	・さまざまな寄付にかかる情報を、広報紙やホームページに掲載し、寄付を通じた地域福祉活動への参加を啓発・周知します。（共同募金、善意銀行、クリック募金、クラウドファンディング等）	・さまざまな寄付にかかる情報を、広報紙やホームページに掲載し、寄付を通じた地域福祉活動への参加を啓発・周知します。（共同募金、善意銀行、クリック募金、クラウドファンディング、フードライブ、寄附付き自動販売機の設置等）	88
・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業	78	・行政と地域が保有する要援護者名簿を集約し、見守り活動のための地域への情報提供にかかる同意確認を行い、同意が得られた人の名簿を活用し、地域での見守り等につなぐとともに、孤立世帯等への専門的対応を行っています。また、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見等につなげるための取り組みを行っています。	・行政と地域が保有する要援護者情報をもとに、地域への提供にかかる同意確認を行ったうえで「要援護者名簿」を作成し、地域の見守り活動につなげるとともに、孤立世帯等を必要な支援につなげるための専門的対応を行っています。 (認知症高齢者の見守り：高齢者保健福祉計画の改訂に伴い修正予定)	88
・地域活動協議会への支援	78	・地域活動協議会によっては、自律して活動を活発に進めている地域もあれば、運営面で課題を抱えている地域もあるなど、活動状況もさまざまとなっており、活動の活性化に向けては、多様な支援ツールを有効に活用し、各地域活動協議会の実情に即したきめ細かな支援を行います。	・地域活動協議会によっては、自律して活動を活発に進めている地域もあれば、運営面で課題を抱えている地域もあるなど、活動状況もさまざまとなっており、活動の活性化に向けて、 <u>各区において地域の実情に即したきめ細かな支援を行います。</u>	89

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
(1) 多様な主体の参画と協働	79	<p>近年、町会・地域社協などの地縁団体では、マンション等の集合住宅の増加により、加入率の低下や、各戸が持ち回りで役割を決めている場合など、主体的に地域福祉活動を実施することが難しくなっている状況にあります。</p> <p>(中略)</p> <p>そのため、各区では、現在行っている、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業の活用を促進するなど、多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）を推進する取り組みが必要です</p>	<p>近年、町会・地域社協などの地縁団体では、マンション等の集合住宅の増加による加入率の低下や、<u>加入者の減少</u>により<u>世代交代が進みにくい</u>など、主体的に地域福祉活動を実施することが難しくなっている状況にあります。</p> <p>(省略)</p> <p>そのため、各区では、<u>様々な機会を通じて区内の多様な主体とのネットワークを強化</u>するとともに、現在行っている、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業の活用を促進するなど、多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）を推進する取り組みが必要です。</p>	90
主な取り組み ・市民活動への支援	80	<ul style="list-style-type: none"> 活動主体間の協働の取り組みを生み出すために、企業・市民活動団体等の交流の場の開催、運営を行うとともに、他の活動主体が実施する「交流の場」に関する情報の収集・発信を行います。 市民活動に役立つ資源等について、市民活動団体や企業等とのマッチングやコーディネートを行い、資源の橋渡しを行うとともに、市民活動団体と企業等との連携協働の取り組み事例の情報発信を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 活動主体間の協働の取り組みを生み出すために、<u>多様な活動主体</u>が集まる「交流の場」に関する情報の収集・発信を行います。 <u>地域の課題解決につながる活動</u>を促進するため、<u>様々な活動主体</u>間の連携協働が進むよう支援するとともに、助成金情報や市民活動団体と企業等との連携協働の取り組み事例等、<u>市民活動</u>に役立つ情報の発信を行います。 	91
・地域公共人材の派遣による支援	80	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市内で公益的な活動を行うグループや団体の依頼に応じて地域公共人材を派遣します。地域公共人材は、『地域の状況・課題など』を聴き取り、各地域の実情に応じた自主・自律的なまちづくりが展開されるよう、中立的な立場で、地域におけるさまざまな活動主体の話し合いの場での合意形成や他の活動グループとの連携などに向け、ファシリテートやコーディネートなどを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市内で公益的な活動を行うグループや団体の依頼に応じて地域公共人材を派遣します。地域公共人材は、『地域の状況・課題など』を聴き取り、各団体の実情に応じた自主・自律的な活動が展開されるよう、中立的な立場で、<u>団体</u>におけるさまざまな活動主体の話し合いの場での合意形成や他の活動グループとの連携などに向け、<u>ファシリテーション</u>やコーディネートなどを行います。 	91
・市民活動団体への助成による支援	80	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動を応援する市民、企業などからの寄附金を活用し、NPO等の市民活動団体が行う公益性の高い事業に対して、有識者による選定会議を経て、助成金を交付します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動を応援する市民、企業などからの寄附金を活用し、NPO等の市民活動団体が行う公益性の高い事業に対して、有識者による<u>運営会議の意見を聴取</u>のうえ、助成金を交付します。 	91
・大阪市空き家等対策計画に基づく取り組みの推進	81	<ul style="list-style-type: none"> 福祉や子育て、地域活性化等の視点を踏まえた地域の場づくりの促進、支援の検討を行います。 	(計画改訂に伴い更新予定)	92

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
(1) 災害時における要援護者への支援	83	(追記 2か所)	<p>大阪府内においても、平成30年の大阪府北部地震の際、避難行動要支援者の安否確認について時間を要するなどの課題が散見されました。</p> <p>(中略)</p> <p>また、大阪府北部地震の際に明らかとなった避難行動要支援者の安否確認の重要性を踏まえ、地域において理解の浸透を図るとともに、その手段や手順を確立することが求められます。</p>	94
(2) 災害時に備えた地域におけるつながりづくり	84	(追記 2か所)	<p>一方、新型コロナウイルス感染症の影響は、地域におけるつながりづくりにも大きな影響を及ぼしています。複数人が屋内で集まる居場所づくりや、屋外での地域のイベントなども見直しが迫られています。このような状況下で、地域における「新しいつながりづくり」を考えていかなければなりません。</p> <p>【取り組みの方向性】</p> <p>・新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式の実践が求められる中、人と人とのつながりや地域福祉の取り組みが途切れないよう支援します。</p>	95
(主な取り組み) ・「大阪市地域防災計画」、「区地域防災計画」の策定・推進	85	(省略) ・「区地域防災計画」は、各区役所において、地域の人々等の意見や参加をいただきながら、「自助・共助」に重点を置き、地域の実情に応じて作成した計画です。この計画を大阪市ホームページ等で公表し、災害リスクや対策などの情報を市民の皆様と共有することにより、大阪市における防災対策の促進・強化を図ります。	(省略) ・「区地域防災計画」は、各区役所において、大阪市地域防災計画を基に、各区の地域特性及び実状に応じて、市民、事業者、行政の責務、役割を明確にし、区における災害予防、災害応急対策、災害復旧対策にかかる基本的な事項を定めた計画です。この計画を大阪市ホームページ等で公表し、災害リスクや対策などの情報を市民の皆様と共有することにより、各区における防災力向上を図ります。	96
・災害時の的確な情報伝達のしくみづくり	85	<p>・広域放送や、おおさか防災ネットの防災情報メールによる情報伝達など、ICTを活用した緊急災害情報を発信します。</p> <p>・また、外国籍住民への取り組みとして、大阪市ホームページに、多言語で大阪市の防災の取り組み概要の情報提供を行うとともに、災害発生時には、防災情報メールにより登録者に英語で速やかに情報提供を行います。</p>	<p>・防災行政無線、緊急速報メール、Twitter、LINE、yahoo!防災速報アプリや、おおさか防災ネットの防災情報メールによる情報伝達など、ICTを活用した緊急災害情報を発信します。</p> <p>・また、外国籍住民への取り組みとして、大阪市ホームページに、多言語で大阪市の防災の取り組み概要の情報提供を行うとともに、災害発生時には、防災行政無線（日英中韓）、Twitter（日英中韓）、災害多言語支援センターホームページ（日英中韓）、や防災情報メール（日英）により登録者に英語で速やかに情報提供を行います。</p>	96

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
(第3章 計画の基本理念と基本目標)	基本目標2 新しい地域包括支援体制の確立			
1 相談支援体制の充実	88		(図表：追加) ・新たな包括的な支援の機能等について 令和2年4月には、社会福祉法等の改正により、複合的な課題を抱えた人の社会参加を支援する取り組み等について、市区町村がそれぞれの実情に応じた柔軟な対応が可能となるなど、今後は地域に根差した取り組みがより一層重要となります。	98
(1) 複合的な課題等を抱えた人への支援	88	<p>また前述の厚生労働省が公表した「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」において、複数分野の問題や複雑に絡む問題を抱える対象者や世帯に対し、分野を問わない包括的な相談・支援を実現するために、「全世代・全対象型の新たな地域包括支援体制」を構築する考えが示されました。（P52参照）</p> <p>こうした状況を受け、大阪市においても、相談支援機関が分野を超えて連携するしくみを全庁的に検討するため、プロジェクトチームを設置し、2015（平成27）年度には各施策分野の相談支援機関を対象とした実態調査を実施しました。</p> <p>その結果、いずれの機関も、複合的な課題に対応するために連携の必要性を強く感じている一方で、互いの機能・役割を十分に知らないことや、連携の場がないこと、連携のための調整役がないこと、地域と相談支援機関の連携が不十分であること、などさまざまな課題が明らかとなりました。（P47、48参照）</p> <p>【明らかとなった課題（代表的なもの）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の施策分野の相談支援機関の機能・役割がわからない ・他機関に情報提供するためのツールや、連携の「場」がない ・本人、世帯に対する支援方針等の共有ができない ・相談者の個人情報の取扱いが難しい ・連携して支援を行う際に、連絡調整を担う機関がない ・時間等の制約があることから、地域へ働きかけができない <p>これらの課題の解決に向けて、2017（平成29）年度から、大阪市内の3区においてモデル事業として、区保健福祉センターが中心となり、各相談支援機関や地域の関係者等が一堂に会する「総合的な支援調整の場（つながる場）」（以下「支援調整の場」という。）を開催するなど、相談支援機関・地域・行政が一体となり、複合的な課題を抱えた人を支援する「相談支援体制の整備」に向けて取り組んでいます。</p>	<p>また平成27年以降、国においても「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」「ニッポン一億総活躍プラン」「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」「地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ」といった文書において、複数分野の問題や複雑に絡む問題を抱える対象者や世帯に対し、分野を問わない包括的な相談・支援を実現するために、「全世代・全対象型の新たな地域包括支援体制」を構築する考えが示されました。（P 参照）</p> <p>大阪市においても、相談支援機関が分野を超えて連携するしくみを全庁的に検討するため、プロジェクトチームを設置し、複合的な課題を抱えた人への対応について検討し、その解決に向けて、平成29年度から、大阪市内の3区においてモデル事業として、区保健福祉センターが中心となり、各相談支援機関や地域の関係者等が一堂に会する「総合的な支援調整の場（つながる場）」（以下「支援調整の場」という。）を開催するなど、相談支援機関・地域・行政が一体となり、複合的な課題を抱えた人を支援する「相談支援体制の整備」に向けて取り組みました。</p> <p>モデル事業の結果を踏まえて、令和元年度からは全区で「総合的な相談支援体制の充実事業」を実施し、複合的な課題を抱えた人が、どの区におられても適切な支援につながることができる相談支援体制の充実を図っています。</p>	99

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
(2) 生活困窮者自立支援制度との連携	89	<p>少子高齢化の進展に加え、地域経済の停滞や雇用形態の多様化などにより、低賃金の非正規雇用労働者やいわゆるニート・ひきこもりの若者の増加など、生活困窮に陥っている人あるいは生活困窮に至るリスクの高い層の増加が見られます。同時に、貧困の世代間連鎖といった課題も深刻化しています。</p> <p>こうした状況の中、国においては、最後のセーフティネットである生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、2015（平成27）年4月に生活困窮者自立支援法が施行されました。</p> <p>一方で、生活困窮者自立支援事業の相談者には複合的な課題を抱えた人も多いことから、前述の「支援調整の場」を活用して解決を図ることも有効な手段であり、モデル事業では連携して取り組みを進めています。</p>	<p>(削除)</p> <p>対象者の方を早期に把握するため、「大阪市生活困窮者自立支援制度プロジェクトチーム会議」を設置し、福祉部局にとどまらない全庁的な連携体制を構築するとともに、大阪市の各部局に自立相談支援事業の利用勧奨の努力義務について周知を図るなど、連携の強化に努めています。</p> <p>一方で、生活困窮者自立支援事業の相談者には複合的な課題を抱えた人も多いことから、平成31年4月から各区で運用を開始した支援会議を活用し、前述の「支援調整の場」を通じて解決を図るなど、連携して取り組みを進めています。</p>	99
(3) 子どもの貧困対策との連携	89	大阪市では、子どもの貧困対策について、2016（平成28）年に「子どもの生活に関する実態調査」を実施し、調査結果の分析に基づき、子どもの貧困に対する取り組みを進めています。	大阪市では、子どもの貧困対策について、平成28年に「子どもの生活に関する実態調査」を行い、その分析結果をふまえて、平成30年3月に、平成30年度から令和4年度の5年間を計画期間とする「大阪市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもの貧困に対する取り組みを進めています。	100
(5) 支援課題の解決をめざした地域づくり	—	(新規項目)	<p>複合的な課題を抱えた人の支援に関しては、相談支援機関の専門職による伴走支援だけでなく、社会とのつながりや社会活動への参加への支援も必要です。</p> <p>また、人と人とのつながりが強い地域では、周囲の人が課題を抱える本人に声掛けすることなどを通じ、相談支援に早期につながりやすいことも想定されます。</p> <p>人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となることを認識して、課題を抱えた人の支援の場や社会的資源の活用を進めます。</p>	100 -101

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
取り組みの方向性	90	<p>・生活困窮者自立支援事業との連携状況も含め、モデル事業における効果検証を行ったうえで、各区に対して必要な機能と、実施に向けた選択肢を示すなど、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備をめざします。</p> <p>(新規3項目)</p>	<p>(削除)</p> <p>・様々な相談支援機関が連携することで、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、受け止めることができる相談支援体制の構築をめざします。</p> <p>・複合的な課題を抱えている事例や、制度の狭間に陥りがちな事例に対しては、令和元年度から実施している「総合的な相談支援体制の充実事業」を活用し、様々な相談支援機関が連携して支援する仕組みを構築します。</p> <p>・課題解決の手段として、複合的な課題や狭間のニーズに対応できるよう、多様な主体による地域活動の展開を促進します。</p>	101
主な取り組み ・総合的な相談支援体制の整備	91	<p>・区保健福祉センターが中心となり、複合的な課題を抱えた要援護者に対し、相談支援機関や地域の関係者が一堂に会する「支援調整の場」を開催するとともに、相談支援機関の連携の強化に向けたツール等の作成や、専門性の向上に向けた研修等を行う事業をモデル3区で実施します。</p> <p>・これらの取り組みを通じ、モデル事業の効果や必要な実施体制等の検証を行い、権利擁護の視点をもって、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備を図ります。</p>	<p>・区保健福祉センターが中心となり、複合的な課題を抱えた要援護者に対し、相談支援機関や地域の関係者が一堂に会する「支援調整の場」を開催するとともに、相談支援機関の連携の強化に向けたツール等の作成や、専門性の向上に向けた研修等を行う「総合的な相談支援体制の充実事業」を全区で実施します。</p> <p>・これらの取り組みを通じ、各区保健福祉センターの組織的な連携を深めるとともに、権利擁護の視点をもって、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備を図ります。</p>	102

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
・生活困窮者自立支援事業	91	<p>(追記1項目)</p> <p>(法に基づく支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業・総合就職サポート事業 ・住居確保給付金の支給・就労チャレンジ事業 ・家計相談支援事業・子ども自立アシスト事業 ・就労訓練事業・一時生活支援事業 	<p>・令和2年度以降、いわゆる就職氷河期世代（概ね平成5年～平成16年に学校卒業期を迎えた世代）をはじめとした、社会参加に向けた支援を必要とする状態にある方へのアウトーチ支援についても積極的に取り組んでいきます。</p> <p>(法に基づく支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業・総合就職サポート事業 ・住居確保給付金の支給・就労チャレンジ事業 ・家計改善支援事業・子ども自立アシスト事業 ・法律相談事業・一時生活支援事業 ・就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の認定 <p>(その他の支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の施策・機関との連携 ・生活福祉資金 ・生活保護受給者等就労促進事業（ハローワーク） ・福祉事務所 ・大阪市こどもサポートネット ・大阪市ひきこもり地域支援センターなど 	102
・窓口業務におけるICTの活用	91	・また、城東区役所においては、「すべての人と共生するまちづくり」の一環として、タブレット端末を用いた多言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語）の通訳サービスの提供も行っています。	・また、城東区役所においては、「すべての人と共生するまちづくり」の一環として、タブレット端末を用いた多言語（手話、英語、中国語、韓国・朝鮮語）の通訳サービスの提供も行っています。	103
・セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）の登録制度	92	<p>・住宅確保要配慮者の入居を拒まない、セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）の登録制度を実施しています。</p> <p>※住宅確保要配慮者とは、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する方</p>	<p>(省略)</p> <p>※住宅確保要配慮者とは、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する方々です。</p>	103
・大阪市こどもサポートネットの構築	92	<p>・支援の必要な子どもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要ですが、各種施策が十分に届いていないといった課題があることから、支援の必要な子どもや世帯を発見し、適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長のマネジメントにより、子どもと子育て世帯を総合的に支援するネットワークを強化します。</p> <p>(図表) ・大阪市こどもサポートネットの概念図</p>	<p>・支援の必要な子どもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要ですが、各種施策が十分に届いていないといった課題があります。支援の必要な子どもや世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長のマネジメントにより、社会全体で子どもと子育て世帯を総合的に支援します。</p> <p>(図表：修正)</p>	103 -104

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
(生活困窮者自立支援事業の事業内容について)	93	<p>家計相談支援事業 多重債務を抱えている等、家計管理に課題がある人に対して、家計支援プランを作成し、収支状況の改善に向けた支援を行います。</p> <p>子ども自立アシスト事業 中学生がいる家庭に専門的知識を有する相談員を派遣し、高校進学などの進路決定や、家庭が抱える問題について、カウンセリングによる個別支援を行います。</p> <p>就労訓練事業 すぐに一般的の就労が難しい人に、支援付きの就労・作業などの場（認定を受けた企業や事業所が行う、就労訓練）を紹介します。</p> <p>（新規項目）</p>	<p>家計改善支援事業 <u>収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、社会福祉協議会の行う生活福祉資金をはじめ、生活に必要な資金の貸し付けのあっせんも行います。</u></p> <p>子ども自立アシスト事業 中学生及び高校生世代（高校未進学者、高校中退者）の子どもがいる家庭に専門的知識を有する相談員を派遣し、高校進学などの進路決定や、家庭が抱える問題について、カウンセリングによる個別支援を行います。</p> <p>（削除）</p> <p>法律相談事業 <u>自立相談支援事業の支援員が法律の知識を必要とする支援を実施するにあたり、弁護士が情報提供や助言を行います。</u></p>	105

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
2 地域における見守り活動の充実 【現状と課題】	86 -87	<p>「あいさつ」や「声かけ」などといった見守り活動は、住民同士がつながりあうきっかけや手段に過ぎませんが、こうした活動の積み重ねにより、地域で暮らし続けたいという気運がはぐくまれ、共に支えあってつながりを実感できる地域となります。</p> <p>2016（平成28）年7月に実施した大阪市における高齢者実態調査報告書（本人調査）では、孤立死について「とても身近に感じる」と「やや身近に感じる」を合わせた「身近に感じる」の割合は、ひとり暮らし世帯では約6割となっており、地域内での見守り活動は、ますます重要なものとなっています。（P30参照）</p> <p>また、孤立死の防止や、災害時の避難支援を視野に入れた要援護者情報の地域との共有、認知症高齢者等が行方不明になった場合の早期発見等が大きな課題となっています。</p> <p>そこで、これまでの取り組みに加え、2015（平成27）年4月から「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」（以下「見守りNW事業」という。）を実施し、①災害時の避難支援を視野に入れた「要援護者情報」の地域との共有、②孤立世帯等への福祉専門職の対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見に取り組んでいます。</p> <p>今後も、引き続き住民が主体となった重層的な見守り活動の充実を図るとともに、要援護者を支援する地域のネットワークを張り巡らせ、見守り体制を強化する必要があります。また、これまでにも「徘徊認知症高齢者位置情報検索事業」などICTを活用した見守りを実施していますが、活動の担い手が不足する中、見守りのツールとしてICTのさらなる活用についても検討していく必要があります。</p> <p>【取り組みの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守りや助け合い活動を支援し、市民一人ひとりが地域で支え合う関係づくりに取り組むとともに、見守りのツールとしてICTの積極的な活用を検討します。 	<p>令和元年度に実施した「大阪市における地域福祉にかかる実態調査」においても、地域とのつながりを感じるときとして最も多かったのが「近所の人とあいさつをするとき」で全体の86.4%を占めるなど、「あいさつ」や「声かけ」といった日常の身近な活動が、住民同士のつながりづくりのひとつとなっていることがわかります。こうした活動の積み重ねにより、地域で暮らし続けたいという気運がはぐくまれ、共に支えあってつながりを実感できる地域となります。</p> <p>令和元年7月に実施した大阪市における高齢者実態調査報告書（本人調査）では、孤立死について「身近に感じる」「やや身近に感じる」を合わせた「身近に感じる」の割合は、ひとり暮らし世帯では約6割となっており、地域内での見守り活動は、ますます重要なものとなっています。</p> <p>また、大阪市では、65歳以上高齢者を含む世帯のうちでも、単独世帯の割合が全国や他都市に比べて高く（P●参照）、孤立死の防止や、災害時の避難支援を視野に入れた日常的な要援護者情報の共有なども大きな課題となっています。</p> <p>そのような課題への対応のひとつとして、平成27年4月より実施している「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」（以下「見守りNW事業」という。）においては、①「要援護者情報」の地域との共有、②孤立世帯等への福祉専門職の対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見に向けた取り組み等により、社会的孤立の防止や日頃の見守り活動の活発化に努め、地域住民の顔の見える関係づくりを進めています。</p> <p>また、高齢者に関しては、「徘徊認知症高齢者位置情報検索事業」において、ICTを活用した見守りを実施しており、活動の担い手が不足する中、見守りのツールとしてICTのさらなる活用についても検討していく必要があります。</p> <p>今後も、要援護者を支援する地域のネットワークを張り巡らせるため、さまざまなツールの活用や、住民主体の重層的な見守り活動の充実に取り組む必要があります。</p> <p>【取り組みの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における見守りや助け合い活動を支援するとともに、見守りのツールとしてICTの積極的な活用を検討するなど、見守りのネットワークを広げ、市民一人ひとりが地域で支え合う関係づくりに取り組みます。 	106 -107
主な取り組み ・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業（再掲）	87	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と地域が保有する要援護者名簿を集約し、見守り活動のための地域への情報提供にかかる同意確認を行い、同意が得られた人の名簿を活用し、地域での見守り等につなぐとともに、孤立世帯等への専門的対応を行っています。また、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見等につなげるための取り組みを行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と地域が保有する要援護者情報をもとに、地域への提供にかかる同意確認を行ったうえで「要援護者名簿」を作成し、地域の見守り活動につなげるとともに、孤立世帯等を必要な支援につなげるための専門的対応を行っています。また、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見等につなげるための取り組みを行っています。 	107

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
・子どものための「見守り防犯カメラ」設置事業	87	・これまでの設置個所に比べ手薄感の見られる通学路や公園等への防犯カメラ増設を重点的に行います。	(削除)	
・地域の見守りサービスモデル事業	87	・小学校の校門や区域内に設置した検知ポイントと、スマートフォン等所有者の見守りアプリによる検知機能を利用して、専用の小型発信器を持った小学生の位置情報を確認する実証実験を実施します。	(削除)	
(1) 虐待防止の取り組みの推進	94	国においては、2016（平成28）年6月に児童福祉法等を改正し、児童の福祉を保障するための原理とともに国・地方公共団体の役割・責務が明確化され、児童虐待については、社会全体で早急に解決すべき重要な課題として、発生の予防・早期発見から虐待を受けた子どもの自立にいたるまで、切れ目のない総合的な支援に取り組むことが求められています。	国においては、令和元年6月に児童福祉法及び児童虐待防止法を改正し、親権者等による体罰禁止、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等が盛り込まれ、児童虐待防止対策を一層強化することとしています。	108
主な取り組み ・虐待防止に関する啓発や虐待防止ネットワークの推進	96	・子どもや高齢者、障がい者に対する虐待を発見した場合は通告・通報義務があることを周知するとともに、支援の必要な人を見逃さない気づきの充実を図るため、関係機関や専門職団体と連携し、虐待防止ネットワークの更なる構築を推進します。	・子どもに対する虐待を発見した場合は通告義務、高齢者、障がい者に対する虐待を発見した場合は通報義務があることを周知するとともに、支援の必要な人を見逃さない気づきの充実を図るため、関係機関や専門職団体と連携し、虐待防止ネットワークの更なる構築を推進します。	110
・成年後見制度の利用促進の取り組み	96	・また、新たに、身近な相談支援機関が本人を中心として福祉・医療・地域の関係者や後見人で「チーム」を形成し、そのチームを法律・福祉の専門職団体や関係機関等が支援する「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築に着手します。	・また、新たに、身近な相談支援機関が本人を中心として福祉・医療・地域の関係者や後見人で「チーム」を形成し、そのチームを法律・福祉の専門職団体や関係機関等が支援する「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を進めます。	110
・福祉人材の育成・確保（福祉サービス提供者）	96	・福祉サービスを利用する人の生活を保障できるように、福祉サービス提供者等の育成・確保を行い、権利擁護に関する資質の向上を図ります。	(削除)	

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
第4章 各区に共通する課題等への具体的な取り組み				
(図表) 取り組み 1 相談支援機関・地域・行政 が一体となった総合的な相談支援体制の整備 1-1 複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実 (1) 現状と課題	97 98 102	<p>1 - 1 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化</p> <p>1 - 2 複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築</p> <p>大阪市では、自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支えるしくみとして、2015（平成27）年度から「見守り相談室」を設置し、見守りNW事業を実施しています。 また、既存の相談支援のしくみでは解決できない複合的な課題を抱えた人を支援するために、2017（平成29）年度から「相談支援体制の充実」に向けた事業をモデル3区において実施し、区保健福祉センターが中心となり、さまざまな施策分野の相談支援機関や地域の関係者が連携し、支えるためのしくみづくりに取り組んでいます。</p> <p>複合的な課題を抱えた人を支援するために、2017（平成29）年度から3区で実施しているモデル事業では、区保健福祉センターが中心となり、分野を超えた相談支援機関の連携や地域の関係者等との連携を進めるとともに、関係者が一堂に会し、支援策を話し合う「支援調整の場」の開催等の取り組みを行っています。 また、これらの取り組みを進めるにあたっては、さまざまな福祉施策に関する知識や相談支援のノウハウ等を備えることが必要となることから、専門家等（スーパーバイザー）を派遣し、相談支援機関や区の職員等に対する助言等を行っています。</p>	<p>1 - 1 複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実</p> <p>1 - 2 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化</p> <p>大阪市では、令和元年度から、既存の相談支援のしくみでは解決できない複合的な課題を抱えた人を支援するために、区保健福祉センターが中心となり、さまざまな施策分野の相談支援機関や地域の関係者が連携し、支えるためのしくみづくりに取り組んでいます。 また、自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支えるしくみとして、平成27年度から「見守り相談室」を設置し、見守りNW事業を実施しています。</p> <p>「総合的な相談支援体制の充実事業」では、区保健福祉センターが中心となり、既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯を支援する取組として「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催したり、相談支援機関・地域・行政等が分野を越えて連携できるようツールを開発したり研修会を開催したりすることにより、総合的な相談支援体制の充実を図っています。 また、これらの取り組みを進めるにあたっては、さまざまな福祉施策に関する知識や相談支援のノウハウ等を備えることが必要となることから、専門家等（スーパーバイザー）を派遣し、相談支援機関や区の職員等に対する助言等を行っています。</p>	111 112 112

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
①「支援調整の場（つながる場）」の開催	102	<p>そのため、モデル事業においては、区保健福祉センターが中心となり、必要に応じて、さまざまな分野の相談支援機関や地域の関係者を招集し、支援策を話し合うための「支援調整の場」を開催しています。</p> <p>事業開始からの9か月間の実績を見ると、区保健福祉センターが相談を受けた事例179件のうち、51件について「支援調整の場」が開催されています。の中には、認知症の母と精神障がいのある息子の世帯で、支援を拒否し地域から孤立していた事例について、これまで関わっていた高齢者の相談支援機関に加えて、精神障がいに関する相談支援機関等が「支援調整の場」に参加することで、世帯全体への支援方針や役割分担が明確化し、在宅での生活を継続できた事例も見受けられたところです。</p> <p>(図表) ・モデル3区での相談支援機関等からの相談件数と支援調整の場の開催件数（平成29年12月末現在）</p> <p>また、区保健福祉センターに相談を行った相談支援機関等に対してアンケート調査を行った結果、これまで対応に苦慮していたケースについて適切な支援につなげることができたと答えた割合が89.5%、「支援調整の場」の開催により関係者との連携がしやすくなつたと答えた割合が68.4%であるなど、事業による効果が表れています。</p> <p>(図表) ・モデル3区での相談支援機関へのアンケート調査結果（平成29年9月実施）</p> <p>さらに、モデル事業では、生活困窮者自立支援事業を担当し府内のさまざまな部署と連絡調整を行っている職員が中心的な役割を担うこととしており、「支援調整の場」の開催に至る前に、職員が適切な支援につなげた事例が74件あるなど、コーディネートが適切に行われています。</p> <p>これらのことから、複合的な課題を抱えた人への支援にあたっては、適切にアセスメントを行い、複合的なニーズに対応するさまざまな支援をコーディネートする機能が重要であると考えられます。</p> <p>なお、相談支援機関や地域の関係者との間の要援護者の個人情報の共有については、国においても検討が進められており、その動向も注視しながら、大阪市における適切な取り扱いについて、引き続き検討する必要があります。</p>	<p>「総合的な支援調整の場（つながる場）」は、区保健福祉センターが「調整役」となり、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者等が一堂に会し世帯全体の支援方針を検討・共有するとともに、支援にあたっての役割分担を明確にするための場として活用されています。</p> <p>たとえば、区保健福祉センターでの事例では、認知症のある80代の母が50代の障がいのある息子の将来について悩んでいましたが、母と息子のそれぞれにかかる支援者らが会し、情報と支援方針をともに共有したことにより、母も息子も社会的孤立におちいることなく在宅生活を継続することをめざすことができました。</p> <p>このように、これまで関わっていた高齢者の相談支援機関に加えて、障がいに関する相談支援機関等が「総合的な支援調整の場（つながる場）」に参加することで、いわゆる「8050問題」とよばれるような世帯全体の課題をとらえ、支援することが可能となり、相談支援機関においては、「総合的な支援調整の場（つながる場）」の開催を契機に関係者との連携が深まるなど、事業の効果が表れています。</p>	112 -113

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
② 専門家等（スーパーバイザー）による支援	103	<p>複合的な課題を抱えた人に対し、分野を超えて関係者が連携して支援を行うためには、相談支援機関や区保健福祉センターが、さまざまな分野の制度や相談支援機関の機能・役割に関する知識や相談支援のノウハウ等を備えることが必要となります。</p> <p>モデル事業においては、区内の状況に応じた専門家等（スーパーバイザー）を派遣し、「支援調整の場」の開催に対する助言、区内の相談支援機関や区の職員等を対象とする研修会の企画立案への参加、情報連携のためのツールづくり及び対応事例集の作成の指導等を行い、連携の強化や関係者のスキルアップに取り組んでいます。</p> <p>そのような助言により、区の職員が適切な相談支援機関につなぎ、解決できた事例もあり、アンケート調査結果でも、「スーパーバイザーの助言により相談支援業務が円滑に進んだ」と答えた割合が78.9%となっています。</p> <p>(図表) ・モデル3区での相談支援機関へのアンケート調査結果（平成29年9月実施）</p> <p>これらのことから、複合的な課題を抱えた人に対して、区保健福祉センター職員が的確に支援のコーディネートを行い、また、相談支援機関や地域関係者の連携を強化し、スキルアップするためには、専門的な見地からの助言、指導が必要であると考えられます。</p>	<p>「SVバンク」に登録された学識経験者や相談支援の実務者、各種職能団体（大阪弁護士会・大阪精神保健福祉士協会・大阪社会福祉士会）のスーパーバイザー（※）が、各区において複合的な課題を抱えた人に対し的確に対応できるよう、また各区が円滑に連携体制を構築できるよう専門的見地から助言を行います。</p> <p>「総合的な支援調整の場（つながる場）」への参加のほか、事例のアセスメント実施時において判断に迷う場合や事例の課題整理の際に「SV相談」を行うほか、区内の相談支援機関や区の職員等を対象とする研修会の企画立案への参加、情報連携のためのツールづくり及び対応事例集の作成の指導等を行い、連携の強化や関係者のスキルアップに取り組んでいます。※令和2年7月31日現在</p>	113
③ 地域における見守り活動との連携の強化	104	<p>自ら相談できない、あるいは孤立死のリスクが高い人や世帯に対しては、「見守り相談室」のCSWがアウトリーチを行っています（P98参照）、そのような人や世帯の中には制度の狭間に陥り支援につながっていないケースや複合的な課題を抱えているケースもあり、モデル事業の実績の中でも、課題解決のために「支援調整の場」が活用されている例があります。</p> <p>例えば、住居が、いわゆる「ごみ屋敷」状態となっており、精神疾患が疑われた高齢者の事例では、当初は近隣住民との関わりや支援を拒否していましたが、CSWと民生委員が連携し本人との関係づくりを行い、把握したニーズに基づき「支援調整の場」において関係者が関わり方を共有することにより、地域の見守り活動につなげることができました。</p> <p>このように、CSWが地域の関係者と連携して、より身近な地域で早期に課題を発見し、「支援調整の場」を活用して適切な支援につなげるなど、地域における見守り活動と連携して取り組むことが必要です。</p>	<p>自ら相談できない、あるいは孤立死のリスクが高い人や世帯に対しては、「見守り相談室」のCSWがアウトリーチを行っています（P98参照）、そのような人や世帯の中には制度の狭間に陥り支援につながっていないケースや複合的な課題を抱えているケースもあり、課題解決のために「総合的な支援調整の場（つながる場）」が活用されることがあります。</p> <p>たとえば、「近隣住民が、いわゆる『ごみ屋敷』状態となっている世帯のことが気になっており、そこに暮らす高齢者には精神疾患が疑われていた」といった事例では、CSWと民生委員が連携し、この住人との関係づくりを行ったことで、日常的に会話をすることが可能になり、把握したニーズに基づいて「総合的な支援調整の場（つながる場）」が開催されました。当初は関わりを拒否していた住人との関わり方を共有することにより、近隣住民の理解も深まり、地域での見守り活動を深めることができました。</p> <p>このように、CSWが地域の関係者と連携して、より身近な地域で早期に課題を発見し、「総合的な支援調整の場（つながる場）」を活用して適切な支援につなげるなど、地域における見守り活動と連携して取り組むことが必要です。</p>	113
(2) 取り組み目標	105 -107	専門的な相談支援機関がそれぞれの分野を超えて連携するしくみづくりを行うとともに、地域の見守り活動と連携した支援体制の構築に向けて取り組みを進めます。	専門的な相談支援機関がそれぞれの分野を超えて連携するしくみづくりを行うとともに、地域の見守り活動と連携した支援体制の充実に向けて取り組みを進めます。	114

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
1 - 2 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化 （1）現状と課題	98、 99	<p>見守りNW事業では、孤立死の防止などに向け、各区社協に「見守り相談室」を設置して、行政と地域が保有する要援護者情報を集約した名簿を地域の日常的な見守りに活用するなど、ネットワークの強化を図るとともに、災害時の避難支援にもつながるよう取り組んできました。</p> <p>名簿作成に際しては、調査員が、対象となる要援護者に同意書の郵送や訪問による説明等を行い、地域への名簿提供についての同意確認を進めました。</p> <p>結果、2015（平成27）、2016（平成28）年度で、のべ約4万5千人分の名簿を地域へ提供し、地縁団体未加入者を含めて、支援が必要な高齢者や障がい者などに対して地域での見守り活動が行われるようになりました。</p> <p>（図表） ・要援護者名簿の提供状況（平成29年3月末現在）</p> <p>また、同意確認のために調査員が訪問等を行った際に、CSWが同行し専門的対応を行って支援につなげる事例も、2015（平成27）、2016（平成28）年度で693件ありました。</p> <p>（図表） ・名簿提供に関する同意確認の状況（平成29年3月末現在）</p> <p>一方、自ら相談できない、あるいは孤立死のリスクが高い世帯等に対しては、CSWが、ねばり強くコミュニケーションをとり、関係を構築する働きかけ（アウトーチ）を行い、福祉サービス等の利用や地域の見守り活動につなげてきました。また、企業等とも連携し、孤立死につながるような異変を感じた場合に通報を受け安否確認も行ってきました。</p> <p>その結果、「孤立死の危険性のある要援護者」242件、「制度の狭間にあるなど、支援困難者」806件、「地域からの掘り起こしによる要援護者」1,785件に対し、適切な支援につなげました。</p> <p>（図表） ・CSWによる専門的対応の状況（平成29年3月末現在）</p> <p>このように、地域と一緒に事業を進めたことにより、よりきめ細かな見守り活動が行えるとともに、地域のネットワークの強化が進んでいます。地域や利用者へのアンケート調査の回答では、「要援護者の把握・支援を行いやすくなった」、「どこに相談していくかわからなかったが、見守り相談室が相談機関へつないでくれてとても助かった」、「地域で支えられているという感覚になりとても安心した」という声があがっています。</p> <p>一方で、地域に上がってけば、核となる人材が不足し、十分な見守り活動が行えていない状況もある。</p>	見守りNW事業では、孤立死の防止などに向け、各区社協に「見守り相談室」を設置して、行政と地域が保有する要援護者情報をもとに「要援護者名簿」を作成し、地域の日常的な見守りにつなげるなど、地域において支援を必要としている人を発見し、適切な支援につなげるネットワークの強化を図るとともに、災害時の避難支援にもつながるような日ごろからの顔の見える関係づくりに取り組んできました。	117

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
① 地域への「要援護者名簿」の提供と見守り活動への支援		-	<p>「要援護者名簿」については、対象となる要援護者ご本人に対して、地域への個人情報の提供に関する同意確認をしたうえで作成しています。同意確認は、同意書の郵送や訪問による説明等により行っていますが、この個別訪問の際に、支援が必要な状況にある世帯を発見することも多くあったことから、平成30年度からは、同意確認のための訪問を福祉専門職のCSWが行う体制を整備しており、生活や心身の状況の把握等を通して、必要に応じて支援につなげることができるよう、取り組みを強化しています。</p> <p>また、作成した名簿は、地域においていかに活用されるかが重要です。そのため、地域が要援護者の情報を把握し、日頃の見守り活動等を通じて、顔の見える関係づくりを行うことの重要性を地域に理解していただけるよう取り組みを進めてきました。結果、令和元年度末には、市内の全333地域へ名簿提供を行うことができ、約8万2千人分の要援護者情報が地域で把握されることとなりました。</p> <p>地域における見守り活動については、活動の担い手が課題や悩みを持ちよれる場や意見交換の場を設けることなどにより、活動の活性化につながるよう支援を行ってきました。また、担い手が活動について発表する場などを設けることによりモチベーション向上に取り組んでいる地域もあります。</p> <p>このような日頃からの見守り活動は、平成29年6月の大坂北部地震の際、地域において自主的に、気になる方などへの安否確認が行われるなどの行動につながっており、日頃からの住民同士の関係づくりが、いざという時の対応にもつながることが再認識できました。</p> <p>地域の見守り活動は、個別に自宅訪問するものや、いきいき百歳体操や趣味等の活動を地域住民が集って行う「集いの場」などを活用するものなど、さまざまな手法で行われています。また、複数の団体により見守りが行われる地域も増えてきており、今後、さまざまな団体やその活動の連携を進めていくこと等により、さらに地域における住民同士のつながりの輪も広げていく視点も重要な要素となります。</p> <p>また、見守り活動の継続や拡大に向けては、新たな人材の発掘も重要です。活動の担い手として参加することが負担とならないよう、相互に支え合うしくみづくりなどを通して、地域の活動に参加しやすい工夫を行っていく必要があります。</p>	117

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
② 孤立世帯等への専門的支援			<p>支援が必要な状況にあるにも関わらず、自ら相談することができない状態にある世帯等に対しては、丁寧に本人との関係を築きながら、本人の置かれている状況を把握し、きめ細やかな支援を行う必要があります。また、地域とのつながりも薄い世帯においては、孤立死のリスクも高まります。このような世帯等に対しては、CSWが、ねばり強くコミュニケーションを取り、関係を構築する働きかけ（アウトリーチ）を行い、福祉サービス等の利用や地域の見守り活動につなげてきました。</p> <p>また同時に、ガスや新聞販売所などのライフライン事業者等と連携協定を締結し、新聞がたまっているなど孤立死につながるような異変を感じた場合には通報をいただき、区役所と見守り相談室が連携して安否確認を行う取り組みも進めてきました。各区においては、地域とつながりのある配食サービス事業者や保険会社などの独自の協定締結が進められるなど、支援の輪はひろがっています。</p> <p>また、地域における見守り活動が進むにつれ、相談支援機関や必要な福祉サービスにつながっておらず表面化していなかった要援護者の掘り起こしも進んできており、CSWの専門的な支援を必要とするケースも増えています。また、近年では、8050問題や、長期間の引きこもり事例など、支援を必要とする世帯等の抱える課題は、複雑化・多様化・深刻化しています。そのため、適切な支援機関がすぐに見つからなかったり、関係機関との密な連携が必要な場合など、課題の解決に結びつけるまでに相当な時間を要する場合も多く、対応が長期化する事案も増えてきていることから、専門的なノウハウをもって取り組む必要があるほか、支援機関同士のネットワーク強化を図りながら横断的な支援を行っていく必要があります。</p> <p>また、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見のための取り組みについては、これまで、認知症高齢者等を介護する家族等に対して位置情報探索機器（GPS）を貸与する事業（徘徊認知症高齢者位置情報探索事業）などを実施してきました。見守りNW事業では、認知症高齢者等が行方不明になった場合において、行方不明者の早期発見や事故の未然防止の一助となるよう、警察による捜索の補完的な役割を担うものとして、事前に登録いただいている地域団体や民間事業者等の「協力者」に対して、行方不明者の身体的特徴などの情報をメールで配信する事業を実施しています。令和元年3月末現在、この事業の利用について事前に登録されている認知症高齢者等は〇〇〇人、「協力者」として登録いただいている団体等の数は〇〇〇件となっています。また、同日までに〇〇〇件の行方不明事案についてメール配信を行いました。一方で、繰り返し行方不明となり保護されるケースや無事に保護された場合であっても身元を確認できる情報がなく長期にわたり身元不明となるケースが増加しているなど、今後、行方不明の未然防止・再発防止や早期に身元を特定するためのしくみづくりに取り組んでいくことが重要です。</p> <p>以上の課題や、これまでの取り組みの検証を踏まえ、だれもが安心して暮らすことのできる地域づくりを進めていくため、さらなる見守り体制の強化を図ってきます。</p>	118

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
(2) 取り組み目標 ① 地域における見守り活動の活発化にかかる支援	100	<p>孤立死の防止、大規模災害時の避難支援などに対応するため、要援護者名簿を活用した見守りが大阪市全域において実施されるよう取り組みます。</p> <p>「見守り相談室」が地域と連携し、自ら相談できない人を見つけるとともに、地域包括支援センターや区障がい者基幹相談支援センターなどの相談支援機関と連携し、適切な支援につなげます。</p> <p>また、認知症高齢者等の行方不明や事故等を防止するしくみの充実に取り組みます。さらに、事業を進めるにあたっては、地域の状況に応じ、区ごとに目標を定め、取り組みを進めます。</p>	<p>引き続き、孤立死の防止や災害時の避難支援等にもつながるよう、日頃から見守り活動の活発化に向けた支援等を通して、地域における顔の見える関係づくりに取り組みます。</p> <p>「見守り相談室」が地域と連携し、自ら相談できない人を見つけるとともに、地域包括支援センターや区障がい者基幹相談支援センターなどの相談支援機関と連携し、適切な支援につなげます。</p> <p>また、認知症高齢者等の行方不明や事故等を防止するしくみの充実に取り組みます。</p> <p>さらに、事業を進めるにあたっては、地域の状況に応じ、区が独自に配置している地域福祉活動の推進役である地域福祉コーディネーター等との連携も含め、取り組みを進めます。</p>	119
	100	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所、区社協、地域団体など多様な立場の人や団体が、地域の課題について共に考える意見交換会などの場を設けることにより、支援を必要とする人の状態や、見守り活動の重要性についての理解を深めるとともに、地域コミュニティを強化することの必要性を再認識することにより、地域の担い手の育成に努めます。 ・また、区が地域の実情に応じて配置している地域福祉活動の推進役である地域福祉コーディネーター等との連携を密にすることにより、見守りネットワークの強化に努めます。 ・「見守り相談室」が見守り活動を行う人たちの「見守り連絡会」などを開催し、活動の担い手が課題や悩みを持ち寄れる場をつくることにより、負担感の軽減を図るとともに、先行事例の共有などを行い、見守り活動の強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動に関する発表の場やねぎらいの場を設けるなど、見守り活動の担い手が、自らの活動についてやりがいや手ごたえを感じながら活動を継続することができるよう支援します。 ・また、見守り活動に関する発表の場は、同時に地域住民への貴重な周知・啓発の場ともなるため、新たな活動の担い手の確保につながるよう、広報に取り組みます。 ・個別訪問や集いの場など、さまざまな手法による見守り活動を重層的に組み合わせることにより、さらにきめ細かい見守りを行うことができるよう、地域資源の開発等に取り組む生活支援コーディネーター等との連携強化を図るとともに、見守り活動を行う団体間の相互連携を支援します。 ・また、集いの場などに集まる参加者同士が、お互いに気を掛け合い、助け合うといった「支援する側」「支援される側」に区分されることのない、自然な見守り合いの活動を広げることなどにより、地域における見守り活動を住民全体に広げができるよう取り組みます。 ・普段からの取り組みが災害時への対応にもつながることから、見守りNW事業が行う日頃の見守り活動と、防災担当における取り組みとの連携・共有等を進めることにより、さらなる地域住民同士のネットワーク強化につなげます。 	119 -120

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
② 孤立世帯等への取り組み強化	101	<ul style="list-style-type: none"> ・同意確認の際の訪問は、要援護者の生活や心身の状況を把握する貴重な機会であり、また、地域へ名簿を提供する際は、見守り活動の担い手から課題や悩みを聞き、助言できる機会であることから、CSWが専門的な支援を行うことができるよう、体制を整備します。 ・支援困難事例に対して適切かつ円滑な対応を行うことができるよう、CSW同士が定期的に情報交換を行う場を設け、課題解決へつながった事例の検証や情報共有等を行うことにより、CSWのスキルアップに努めます。 ・制度の狭間や複合的な課題を抱える事例に対しては、「支援調整の場」の機能を活用して対応を進めます。（P102参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ・多岐な内容にわたる支援困難事例に対して適切かつ円滑な対応を行うことができるよう、区域を越えてCSW同士が定期的に情報交換を行う場を設け、課題解決へつながった事例の検証やノウハウにかかる情報共有等を行うことにより、CSWのさらなるスキルアップに努めます。 ・制度の狭間や複合的な課題を抱える事例に対しては、令和元年度より市内全域に展開した「支援調整の場」の機能を活用して対応を進めます。（P●参照） 	120
③ 認知症高齢者等を見守るための体制の強化	101	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者等の行方不明事案等の再発を防止するため、警察と連携して、保護された本人の同意又はその家族からの相談をもとに「見守り相談室」への事前登録や医療機関への受診の勧奨を行うとともに、介護保険サービスを利用するための支援等を行う取り組みの強化に努めます。 ・「見守りシール」等の配付を行うことにより、早期に身元を特定するための取り組みを進めます。また、徘徊認知症高齢者位置情報探索事業を引き続き実施するとともに、新たに「認知症アプリ」による認知症に関する正しい知識について広く普及・啓発を行うなど、ICTを活用した取り組みも行っています。 <p>(図表) ・指標、取り組み状況</p>	(計画改訂に伴い更新予定)	120

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
2-1 地域福祉活動の担い手の確保 (1) 現状と課題	108	<p>退職年齢に達する世代などは、それまでの職域中心の生活から地域中心の生活へと移ることから、長年にわたり蓄積してきた知識や技能を活かして地域福祉活動に参画することで自己実現につなげるなど、新たな担い手としての活躍が期待されます。そのほかにも、将来の担い手の育成に向けて、子どもの頃から地域福祉活動に親しみを持てるきっかけづくりなど、中長期的な視点も必要です。</p> <p>大阪市では、地域福祉活動へのモチベーション向上に向け、多年にわたり地域福祉の推進にボランティア活動等を通じて尽力された人に対して、市長感謝状、表彰状を授与する取り組みを行ってきました。</p> <p>今後、地域福祉活動のさらなる活性化に向け、さまざまな年代の人が活動に興味を持ち、やりがいと充実感を持つことができるよう、取り組みを進めていく必要があります。</p>	<p>退職年齢に達する世代などは、それまでの職域中心の生活から地域中心の生活へと移ることから、長年にわたり蓄積してきた知識や技能を活かして地域福祉活動に参画することで自己実現につなげるなど、新たな担い手としての活躍が期待されます。そのほかにも、将来の担い手の育成に向けて、<u>中長期的な視点による取り組みも重要です。</u></p> <p>また、平成29年度には、子どものころから福祉に親しみ関心を持つことができるよう、小学生向け福祉読本「ふだんのくらしを しあわせに」を作成し、平成30年度から新小学3年生になる児童を対象に配付する取り組みを行っています。さらに、学校の授業等において学習教材として活用しやすくするため、教師向け指導用副教材も併せて配付しています。令和元年度に実施した市立小学校へのアンケート調査では、「福祉読本を活用した小学校教員の92%が『児童の福祉へのなじみや理解が深まった』」と回答しており、福祉の理解促進に向けた一定の効果が認められています。</p> <p>引き続き、地域福祉活動のさらなる活性化に向け、さまざまな年代の人が活動に興味を持ち、やりがいと充実感を持つことができるよう、取り組みを進めていく必要があります。</p>	121
(2) 取り組み目標 ② 地域福祉活動の担い手づくりの充実	109	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものころから福祉に親しみ関心を持つことができるよう、教育委員会と連携しながら、小学生用福祉教材や教員の指導用副教材を作成し、市内全小学校に配布することによって、福祉について学ぶ機会を設けます。また、福祉教材の活用状況について把握するとともに、アンケート調査等によってその効果を検証し、今後の福祉教育のあり方について検討を進めます。 ・区社協において実施している、各地域の小中学校、高校、大学等で、車いすや高齢者の疑似体験、点字や手話の学習、障がい当事者の講話、福祉施設訪問等の福祉教育プログラムの実施などを通じた福祉教育を支援します。 ・社会福祉施設や企業、大学、専門学校などが行う社会貢献活動や地域福祉に関する取り組みなどを積極的に周知することにより、さまざまな活動主体が、新たな担い手として地域福祉活動に参画することを促進します。 ・大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて開催している地域福祉に関する講習会・講演会などを通じて、退職年齢に達する世代などが、地域福祉活動に関心をもち、参加するきっかけをつくることにより、新たな活動の担い手の育成に取り組みます。 	<p>・小学生向け福祉読本「ふだんのくらしを しあわせに」については、引き続き配付を行い、小学生の福祉の理解促進に取り組みます。また、区社協において実施している車いす体験等の福祉教育等とも連携し、机上学習だけでなく、体験型学習を合わせて行えるような工夫を行う等、より効果的な活用につながるよう取り組みを進めます。</p> <p>(削除)</p> <p>・社会福祉施設や企業、大学、専門学校などが行う社会貢献活動や地域福祉に関する取り組み等を積極的に支援することにより、さまざまな活動主体が、新たな担い手として地域福祉活動に参画することを促進します。</p> <p>・大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて開催している地域福祉に関する講習会・講演会等をさらに身近で魅力あるメニューにするとともに、ICT等を効果的に活用してライフスタイルに合わせて参加しやすい工夫を行う等により、退職年齢に達する世代をはじめ、さまざまな世代の方が、地域福祉活動に関心をもち、参加するためのきっかけづくりを行います。</p>	122

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
2-2 福祉専門職の育成・確保 (1) 現状と課題	110	<p>大阪市においては、福祉専門職の育成・確保を図るため、大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、福祉専門職の知識・技術に関するスキルアップ研修、離職防止のためのメンタルヘルス研修などを行うほか、福祉施設や福祉専門職の団体、養成校などのネットワークを構築し、さまざまな取り組みを積極的に実施してきました。</p> <p>また、介護福祉士等の資格を持ちながら職に就いていない人を対象に、復職支援研修を実施するほか、大阪府との連携のもと「福祉の就職総合フェア」を共催するなど、取り組みを進めてきたところです。</p> <p>さらに、福祉専門職が、自身の仕事に対して誇りを持ち、専門職としての意欲を高めることを目的として、永年にわたって社会福祉事業に従事し、大阪市の福祉の向上に貢献された人に対して、市長感謝状、表彰状を授与する取り組み等も行ってきました。</p> <p>今後ますます多様化・増大化していく福祉ニーズに対応するためには、福祉専門職の育成・確保に向けた取り組みをさらに強化していく必要があります。</p> <p>加えて、近年では、国において、他国との経済活動の連携強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づく外国人材の受け入れなどが進められています。結果、介護の現場で働く外国人が増えつつある状況にあり、今後の動向を注視する必要があります。</p>	<p>大阪市においては、大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保・定着・育成に関する中核施設と位置付け、様々な取り組みを行っています。福祉専門職の育成・定着に向けては、キャリア研修やスキルアップ研修等を行うほか、平成30年度からは、施設・事業所に勤務する職員同士が、各職場での取り組みなどについて情報共有や意見交換を行い、横のつながりを作る場「よこいと座談会」を開催し、専門職として働き続けることへのモチベーションの向上や職場への定着を図る取り組みを新たに実施しています。</p> <p>人材の確保に向けては、職に就いていない有資格者への復職支援研修や子どもと一緒に参加できるセミナーを新たに開催し、子育て世代にも福祉・介護の仕事に興味を持っていただけるよう取り組みを進めており、そのほかにも、大阪府と連携した「福祉の就職総合フェア」の共催や、永年にわたって社会福祉事業に従事し、大阪市の福祉の向上に貢献された人に対して、市長感謝状、表彰状を授与する取り組み等も行っています。</p> <p>また、平成30年度からは、施設・事業所で働く方々から、仕事の魅力が伝わるエピソードを募集し、優秀作品を表彰する「みおつくし福祉・介護のきらめき大賞（以下「きらめき大賞」という。）」を実施しています。エピソードは、多くの人に福祉・介護の仕事の魅力ややりがいに触れていただくことができるよう、より分かりやすく伝える手段として、専門学校の協力を得ながら漫画作品化し、ホームページで公開するほか、冊子を作成しています。</p> <p>同じく平成30年度より、将来の職業選択を考えるキャリア教育が実施される中学生を対象として、福祉のことや福祉・介護の仕事を身近に感じていただけるきっかけとなるよう様々な取り組みを進めており、「きらめき大賞」の冊子の配付を行うとともに、福祉に携わる若い職員や大学生など、中学生にとって身近な存在が指南役となり、福祉についての語りや体験学習を支援する福祉教育プログラムを実施しています。</p> <p>今後ますます多様化・増大化していく福祉ニーズに対応するためには、新たな人材の確保に向けた取り組みを進めるとともに、福祉専門職が誇りをもって働き続けることができるよう、モチベーションの向上等につながる取り組みをさらに強化していく必要があります。</p> <p>加えて、近年では、外国人介護人材の参入が全国的な広がりを見せていました。これまでの経済連携協定（EPA）や技能実習制度に基づく受け入れのほか、平成31年4月からは在留資格「特定技能1号」が創設され、外国人材の受け入れが人材不足への対応策のひとつとして位置付けられることになりました。</p> <p>本市において令和元年に実施した施設調査（高齢者実態調査（施設調査）、障がい福祉サービス等事業者調査）では、外国人材の受け入れ検討状況について、「すでに受け入れている」と答えた割合が高齢者施設等で18.3%、障がい者施設等で10.4%となっている一方、「わからない」「無回答」を合わせた割合は、それぞれ48.6%、47.7%と、およそ半数を占める結果となりました。今後も引き続き、国の動向に注視しながら、福祉現場の実態に即した支援を検討する必要があります。</p>	123

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
(2) 取り組み目標 ① 福祉専門職の育成・定着を図る取り組み	110	<p>福祉専門職や、福祉・介護サービス事業者への支援を充実させることにより、福祉専門職の育成・確保を進めます。また、福祉に関する理解促進やイメージアップに向けて、ライフステージに応じた働きかけを行うなど、中長期的視点を持って取り組むことによって、福祉の仕事の魅力を伝え、将来の職業選択へつなげるよう、計画的に取り組んでいきます。</p>	<p>福祉・介護の仕事は、依然として「身体的、精神的に大変」といったマイナスイメージが先行していますが、実際に働く方々は、日々、この仕事に魅力ややりがいを感じながら従事しておられます。引き続き関係機関とも連携しながら、このような現場の方々の姿を広く市民に周知する取り組みを推進し、福祉・介護の仕事に対する理解促進やイメージアップに取り組みます。</p> <p>また、現場で働く方々が、専門性を發揮し、福祉専門職としての誇りを持ち続けながら働くことができるよう、スキルアップやモチベーション向上につながる取り組みをさらに推進するとともに、人材のすそ野の拡大に取り組みます。</p>	124
	111	<ul style="list-style-type: none"> ・社会事業施設協議会・福祉専門職団体・養成校協会・市社協・市立大学等で構成する「大阪市福祉人材養成連絡協議会」における情報交換をさらに充実させるとともに、福祉専門職の育成・確保等に関する有効的な研修プログラムのあり方等について検討し、具体的な取り組みを進めます。 ・福祉現場で働く福祉専門職から、仕事で出会った感動エピソードを募集し、福祉の魅力が伝わる優良事例を表彰することにより、福祉専門職が仕事に対して誇りを持ち、働き続けるための意欲を維持し続けることができるよう支援します。また、事例を作品化し、ホームページ等で公表するなど、市民に対し福祉の仕事の魅力ややりがいを広く発信することにより、イメージアップを図ります。 ・職員同士が、施設や事業所を越えて、横のつながりをつくることができるよう、継続して情報交換を行う場を設置し、スキルやノウハウを共有することにより、各職場での実践につなげていきます。また、同じ立場の職員同士が垣根を越えてつながり、率直な意見を出し合うことにより、精神面の負担軽減にもつなげ、職場への定着を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会事業施設協議会・福祉専門職団体・養成校協会・市社協・市立大学等で構成する「大阪市福祉人材養成連絡協議会」における情報交換をさらに充実させるとともに、福祉専門職の育成・確保等に関する調査研究機関として、現場のニーズや実態を踏まえた企画や提案を積極的に行っていきます。 ・福祉専門職がもつ仕事への誇りややりがいを伝える「きらめき大賞」等の取り組みについて、市民への周知方法や周知の場等について検討を進め、より効果的なものとなるよう取り組みを進めます。 	124

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
② 新しい人材の参入に向けた取り組み	111	<p>・将来の福祉の担い手となる層、また、これまで福祉と接点がなかった層などに、より幅広く働きかけることにより、福祉・介護サービス分野に関心を持ち、職業選択につながるよう取り組みます。</p> <p>・中高生等に対しては、福祉施設等が実施する地域との交流やボランティア受入れ等の取り組みに、学生のクラブ・サークル活動などをマッチングすることにより、福祉やボランティアに接点のなかつた生徒等が福祉現場を間近に感じ、理解を深めるきっかけとし、将来の職業選択のひとつにつながるよう取り組みます。</p> <p>・子育て世代に対しては、子育てと仕事を両立したいと考える主婦層を中心に、「通勤に便利なところにある」「短時間労働ができる」、また、働き続けることにより「資格取得によりキャリアアップをめざせる」などの福祉・介護サービス分野の特長を積極的に発信し、就職支援に向けた講座等を開催するなど、子どもを育てながら働く職場として選択してもらえるような取り組みを行います。</p> <p>・2017（平成29）年には、在留資格に「介護」が創設され、また外国人技能実習制度に介護職種が追加されるなど、国において外国人人材の受け入れに関する動きが見られることから、今後、国の動向を注視しつつ、大阪市における外国人従事者の実態把握に努め、必要な対応について検討を進めます。</p>	<p>・これまで福祉専門職が担っていた業務のうち、専門性を必要としない周辺業務のみを担当する「介護助手（アシstantワーカー）」の参入を促進し、福祉専門職が専門性の高い業務に専念できる環境を整備するとともに、新たな人材の確保にもつなげます。</p> <p>・将来の職業選択につなげるため、小学生向け福祉読本の配付や中学生向け福祉教育プログラム等の中長期的視点によるアプローチについても、より魅力的な内容となるよう工夫を行い、福祉・介護の理解促進やイメージアップに取り組みます。</p>	124

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
2-3 行政職員の専門性の向上 （1）現状と課題	112	<p>福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化し、福祉に関する法や制度が大きく変化するなか、福祉施策に携わる行政職員は、さまざまな分野にまたがる広範な知識や、支援を必要とする人に対する相談支援のノウハウを備えていることが求められます。</p> <p>住民に最も身近な福祉の行政機関である区保健福祉センターにおいては、高齢、障がい、児童などの各福祉分野の業務を行っていますが、地域包括支援センターをはじめ、民間事業者を活用して相談支援体制の整備を進めてきたこともあり、職員が直接、市民からの相談を受ける機会は減少している一方で、深刻な虐待事案への対応や成年後見制度の市長申立事務、地域を含めた関係機関や関係者の調整等、行政としての判断や対応が必要な業務が中心となっていることから、専門性の一層の向上を図る必要があります。</p> <p>また、2016（平成28）年6月に児童福祉法が改正され、急増する児童虐待に迅速・的確に対応するため、児童相談所には、任用資格と実務経験を有する行政職員（児童福祉司）を一定数配置しなければならないこと、要保護児童に対応する職員の研修の受講が義務化されるなど、職員の資質の向上を図り、市町村の支援体制を一層強化することとされました。現在、大阪市ではこの法改正への対応を進めているところであります、特に児童福祉司の養成・確保が急務となっています。</p> <p>これらの状況を踏まえ、行政職員の専門性の向上に向けて、より専門性の高い職員の確保や、採用後のスキルアップ、計画的な人事異動など、さまざまな観点で取り組みを進めることが必要です。</p>	<p>地域社会における福祉課題は一層複雑化・多様化・深刻化しており、加えて、行財政改革や法律・制度の相次ぐ改正等により福祉を取り巻く環境も大きく変動しています。</p> <p>そのなかで、本市福祉行政に携わる職員には、行政の役割を理解した上で、法や制度を理解し運用する能力や、必要な施策を企画立案する能力、分野をまたがる広範な知識、対人援助技術等を備えていることなど、様々な能力・知識等が求められており、さらに、深刻な虐待事案等権利擁護に関する対応、セーフティネット機能としての対応等、行政としての判断や高度な技術を用いた対応も必要となっています。</p> <p>こうした分野横断的な知識・技術や高度な判断力等は、短期間で習得できるものではなく、福祉行政に携わる職員の人材育成を組織的、体系的に実施し、質の高い福祉行政を推進していく必要があります。</p>	124

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
(2) 取り組み目標 113	<p>増大する福祉ニーズに的確に対応できる人材を確保し、福祉施策に従事する職員の専門性を向上させるための取り組みを進めます。</p> <p>とりわけ、専ら福祉業務に従事する福祉職員について、体系的な研修の実施や、キャリア形成を見据えた人事配置など、計画的な人材育成をめざします。</p> <p>①専門性の高い職員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉職員の採用については、福祉業務において求められる能力や資質を明確化したうえで、それらを備えた人の採用に資するような試験のあり方について、検討します。 ・中高生等に対しては、福祉施設等が実施する地域との交流やボランティア受入れ等の取り組みに、学生のクラブ・サークル活動などをマッチングすることにより、福祉やボランティアに接点のなかた生徒等が福祉現場を間近に感じ、理解を深めるきっかけとし、将来の職業選択のひとつにつながるよう取り組みます。 <p>(再掲)</p> <p>②研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉職員については、専門職としての基礎となる知識・技術を系統的に習得するため、経験年数に応じた階層別研修を実施します。 ・区保健福祉センター職員に対する支援技術等の強化に向けた研修を実施します。 <p>③キャリア形成を見据えた人事配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉職員をはじめ、福祉施策に携わる職員が必要な経験や専門性を蓄積できるよう、計画的な人事配置によるキャリア形成に取り組みます。 	<p>分野横断的な知識、技術等を備え、関係機関との緊密な連携のもと、市民ニーズを的確に把握し対応ができる職員を育成し、もって福祉行政の推進を図るため、次の取組を進めます。</p> <p>とりわけ、福祉行政を牽引する役割を担う福祉職員に対しては、専門的な知識、技術等の習得に関する研修を実施するなど、より高度な専門性の確保に向けた取組を進めます。</p> <p>(削除)</p> <p>① 研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に最も身近な福祉の行政機関である各区保健福祉センター職員に対する知識、技術等の向上に向けた研修を実施します。 ・福祉職員が専門職としての基礎となる能力等を計画的に習得することができるよう、経験年数に応じた専門研修等を実施します。 <p>② ジョブローテーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉職員をはじめ、福祉行政に携わる職員が必要な経験や専門性を蓄積できるよう、計画的な人事異動や配置換えによる人材育成（ジョブローテーション）を推進します。 	125	

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
3 権利擁護の取り組みの充実	114	<p>また、認知症や知的・精神障がいにより判断能力が低下した人が、地域で自分らしく安心して暮らすために、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本的な方向性を定め、それに基づく取り組みを着実に進めます。</p>	<p>また、認知症や知的・精神障がいにより判断能力が低下した人が、地域で自分らしく安心して暮らすために、成年後見制度の利用促進に関する取り組みを推進します。</p>	126
①地域における虐待についての知識・理解の普及啓発	115	<p>虐待を早期に発見できる立場にある地域の人々が虐待についての知識・理解を深めるため、すべての年齢層の地域住民、高齢者や障がい者、児童に関わる機会のあるあらゆる関係機関を対象に、相談・通告・通報・届出先等、窓口周知の徹底を目的に、普及啓発を行います。</p> <p>虐待は、重大な権利侵害であることを身近な問題として認識し、地域での関わりが虐待の未然防止・早期発見につながることを広く周知するため、引き続き地域の課題に即した講演会や研修等を実施するとともに、虐待の相談窓口等を広く周知するためのポスター・チラシを作成・配布します。</p> <p>児童虐待においては、特に11月を児童虐待防止推進月間とし、重層的な広報活動などに取り組みます。（オレンジリボンキャンペーン）</p>	<p>虐待を早期に発見できる立場にある地域の人々が虐待についての知識・理解を深めるため、すべての年齢層の地域住民、高齢者や障がい者、児童に関わる機会のあるあらゆる関係機関を対象に、相談・通告（児童虐待については通告）・届出先等、窓口周知の徹底を目的に、普及啓発を行い、虐待は、重大な権利侵害であること、地域での関わりが虐待の未然防止・早期発見につながることを広く周知します。</p> <p>・高齢者、障がい者虐待 引き続き地域の課題に即した講演会や研修等を実施するとともに、虐待の相談窓口等を広く周知するためのポスター・チラシを作成・配布します。</p> <p>・児童虐待 引き続き、虐待の相談窓口等を広く周知するためのポスター・チラシの作成・配布等を行うとともに、特に11月を児童虐待防止推進月間とし、重層的な広報活動などに取り組みます。（オレンジリボンキャンペーン）</p>	127
②ネットワークの構築	115	<p>高齢者と障がい者の虐待防止連絡会議において、関係機関が高齢者、障がい者を取り巻く状況や考え方を共有し、機能するよう連携協力します。</p> <p>また、要保護児童の早期発見や適切な保護・支援を図るための要保護児童対策地域協議会において、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する人、その他関係者が、児童虐待に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応します。</p>	<p>・高齢者、障がい者虐待 高齢者と障がい者の虐待防止連絡会議において、関係機関が高齢者、障がい者を取り巻く状況や考え方を共有し、機能するよう連携協力します。</p> <p>・児童虐待 要保護児童の早期発見や適切な保護・支援を図るための要保護児童対策地域協議会において、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する人、その他関係者が、児童虐待に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応します。</p>	127

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
④虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保	115	<p>虐待対応において、適かつ迅速に対応するため、職員の経験年数に応じた階層別研修、児童福祉法改正に伴う区役所職員に対する研修、事例検討会等を計画的に実施します。</p>	<p>虐待対応において、適かつ迅速に対応するため、職員の経験年数に応じた階層別研修等を行います。</p> <p>・高齢者、障がい者虐待 高齢者虐待の対応を担当する区役所職員及び地域包括支援センター、総合相談窓口職員、障がい者虐待の対応を担当する区役所職員及び障がい者基幹相談支援センター職員それぞれを対象とする研修、事例検討会等を計画的に実施します。</p> <p>・児童虐待 児童虐待の対応を担当する区役所職員及びこども相談センター職員に対する研修を計画的に実施します。</p>	128
3-2 成年後見制度の利用促進 (1) 現状と課題	116	<p>大阪市では、2000（平成12）年の成年後見制度開始以降、市長申立事務を各区保健福祉センターで実施するとともに、「成年後見制度利用支援事業」として、市長申立事案における申立費用および後見人報酬の助成を行っています。</p> <p>さらに、2007（平成19）年6月に、大阪市成年後見支援センター（以下「後見センター」という。）を開設し、制度に関する広報啓発・関係機関との連携等を行うとともに、制度利用に関する専門的な支援や、第三者後見人の新たな担い手としての市民後見人の養成、支援について積極的に取り組んでいるところです。</p> <p>（図表） ・市民後見人登録者数等の推移 グラフ</p> <p>大阪市では、国計画の目標の一つである「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」のためのしくみを作るとともに、広報・相談・制度利用促進・後見人支援等の各機能を整備します。</p>	<p>大阪市では、平成12年の成年後見制度開始以降、市長申立事務を各区保健福祉センターで実施するとともに、「成年後見制度利用支援事業」として、市長申立事案における申立費用および後見人報酬の助成を行っており、令和2年度からは、後見人報酬の助成対象を本人及び親族等による申立事案にも拡大しました。さらに、平成19年6月に、大阪市成年後見支援センター（以下「後見センター」という。）を開設し、制度に関する広報啓発・関係機関との連携等を行うとともに、制度利用に関する専門的な支援や、第三者後見人の新たな担い手としての市民後見人の養成、支援について積極的に取り組んできました。</p> <p>（図表：時点更新）</p> <p>大阪市では、後見センターを中核機関として広報・相談・制度利用促進・後見人支援等の各機能を充実し、国計画の目標の一つである「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」のためのしくみ作りを進めます。</p>	128
(2) 取り組み目標	117	<p>成年後見制度の利用促進のために、2018（平成30）年度から3か年の予定で「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築します。後見センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するしくみを作ります。</p> <p>また、今後、権利擁護支援を必要とする人がますます増加することに対応するため、市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援の強化や、あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）との適切な連携など、多面的に取り組みます。</p>	<p>成年後見制度の利用促進のために、平成30年度から3か年の予定で「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を進めています。後見センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するしくみを整備します。</p> <p>また、今後、権利擁護支援を必要とする人がますます増加することに対応するため、市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援の強化などに取り組みます。</p>	129

	現行計画：H30～R2		次期計画案：R3～R5	
	頁	本文	本文	頁
① 地域連携ネットワーク構築の推進	118	また、相談支援機関における対応マニュアルを策定し、窓口対応の標準化を図るとともに、研修会等を通じ相談機能を充実させます。	平成30年度以降、後見センターを地域連携ネットワークの中核機関として、法律・福祉の専門職団体や関係機関による「協議会」を運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するとともに、専門職団体、家庭裁判所等関係機関と連携協力し、制度の利用促進に努めます。	129
② 専門職団体、関係機関等が連携協力する「協議会」の設置	118		(①「地域連携ネットワーク構築の推進」に統合・削除)	
③ 市民後見人の養成・支援	120	大阪市では市内在住又は在勤で、一定の研修を受講した人を市民後見人候補者としてバンク登録し、家庭裁判所からの選任を受けて無報酬で活動する「市民後見人」を養成しており、2017（平成29）年7月現在234人をバンク登録しています。今後高齢化の進展が見込まれ、市民としての特性を生かし地域において後見活動を行う市民後見人活動の需要は、さらに高まるものと考えています。	大阪市では市内在住又は在勤で、一定の研修を受講した人を市民後見人候補者としてバンク登録し、家庭裁判所からの選任を受けて無報酬で活動する「市民後見人」を養成しており、令和2年7月現在249人をバンク登録しています。今後高齢化の進展が見込まれ、市民としての特性を生かし地域において後見活動を行う市民後見人活動の需要は、さらに高まるものと考えています。	131
⑤ あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）の適切な利用	120		(削除)	